

長岡市国民保護計画

令和6年2月変更

長岡市

長岡市国民保護計画目次

第1編 総論	1
第1章 計画作成の趣旨	1
1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ	1
2 市国民保護計画の構成	2
3 長岡市地域防災計画との関連	2
4 市国民保護計画の見直し、変更手続	2
5 用語の定義	3
第2章 国民保護措置に関する基本方針	6
1 国民保護措置に関する基本方針	6
第3章 関係機関の事務又は業務の大綱	9
1 国民保護措置全体の仕組み	9
2 各機関の事務又は業務の大綱	10
第4章 長岡市の地理的、社会的特徴	13
1 地 形	13
2 合併による市域の拡大	13
3 気 候	13
4 人口の状況	16
5 道路の位置等	19
6 鉄道、港湾の位置等	20
7 その他の施設	21
8 近隣の原子力発電施設	21
第5章 市国民保護計画が対象とする事態の概要等	22
1 武力攻撃事態の類型	22
2 緊急対処事態の事態例	23
第2編 平素からの備えや予防	24
第1章 市における組織・体制の整備	24
1 市の各部課室における平素の業務	24
2 市職員の参集基準等	25
3 消防機関の体制	27
4 国民の権利利益の救済に係る手続等	27
第2章 関係機関との連携体制の整備	29
1 基本的考え方	29
2 県との連携	29
3 近接市町村との連携	30
4 指定公共機関等との連携	30
5 自主防災組織等に対する支援	30

6 地域コミュニティによる共助意識の醸成.....	31
第3章 通信確保のための体制整備.....	32
第4章 情報収集・伝達体制の整備.....	34
1 基本的考え方.....	34
2 警報等の伝達に必要な準備.....	34
3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備.....	35
4 被災情報の収集・報告に必要な準備.....	40
第5章 研修及び訓練.....	41
1 研修の実施.....	41
2 訓練の実施.....	41
第6章 避難・救援体制の整備.....	43
1 避難に関する基本的事項.....	43
2 避難実施要領のパターンの作成.....	44
3 救援に関する基本的事項.....	44
4 避難施設の指定への協力.....	44
5 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等.....	45
第7章 医療救護体制の整備.....	46
1 医療救護体制の確立.....	46
2 医療資器材等の確保.....	46
第8章 要配慮者の支援体制の充実.....	47
1 要配慮者への配慮.....	47
2 社会福祉施設等における安全確保対策.....	47
3 園児、児童及び生徒への配慮.....	47
第9章 生活関連等施設の把握等.....	48
第10章 市が管理する公共施設等における警戒.....	49
第11章 物資及び資材の備蓄等.....	50
1 物資及び資材の備蓄、整備.....	50
2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等.....	50
第12章 豪雪地域の体制整備.....	52
1 除排雪体制・施設整備等の推進.....	52
2 緊急活動体制の整備.....	52
3 総合的な雪対策の推進.....	52
第13章 国民保護に関する啓発.....	53
1 国民保護措置に関する啓発.....	53
2 市民等がとるべき行動等に関する啓発.....	53
第3編 武力攻撃事態等への対処.....	54
第1章 初動連絡体制の整備.....	54
1 緊急事態連絡室等の設置.....	54
第2章 市対策本部の設置等.....	57

1	市対策本部の設置.....	57
2	市対策本部の組織及び分掌事務.....	58
第3章	関係機関の相互協力体制.....	64
1	国・県の対策本部との連携.....	64
2	県知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等.....	64
3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等.....	65
4	他の市町村長等への応援の要求、事務の委託.....	65
5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請.....	66
6	市の行う応援等.....	66
7	自主防災組織等に対する支援等.....	66
8	市民等への協力要請.....	67
第4章	武力攻撃事態等における通信の確保.....	68
1	情報通信手段の確保.....	68
2	情報通信手段の機能確認.....	68
3	通信輻輳により生じる混信等の対策.....	68
第5章	警報・避難指示の伝達.....	69
1	警報の内容の伝達等.....	69
2	警報の内容の伝達方法.....	70
3	緊急通報の伝達及び通知.....	71
4	避難の指示の通知・伝達.....	71
第6章	避難の実施.....	73
1	事態に応じた避難の種類と対処.....	73
2	避難実施要領の策定.....	75
3	避難住民の誘導.....	77
4	避難住民の受入れ.....	80
5	避難後の状況の変化等に応じた措置.....	80
6	避難の長期化への対処.....	81
第7章	避難住民等の運送.....	82
1	輸送力の確保.....	82
2	指定公共機関等に対する運送の求め.....	82
第8章	要配慮者の避難等への配慮.....	83
1	要配慮者への配慮.....	83
2	要配慮者利用施設における対策.....	83
3	園児、児童及び生徒への配慮.....	83
第9章	救援の実施.....	84
1	救援の実施.....	84
2	関係機関との連携.....	85
3	救援の内容.....	86
4	医療救護活動.....	86
5	被災者の搜索及び救出.....	88

6 死体の処置、火葬及び埋葬.....	88
第10章 安否情報の収集・提供.....	89
1 安否情報の収集.....	90
2 県に対する報告.....	90
3 安否情報の照会に対する回答.....	90
4 日本赤十字社に対する協力.....	91
第11章 武力攻撃災害への対処.....	92
1 武力攻撃災害への対処等.....	92
2 生活関連等施設の安全確保.....	92
3 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除.....	93
4 NBC攻撃による災害への対処.....	94
5 応急措置等.....	96
第12章 被災情報の収集及び報告.....	100
1 被災情報の収集.....	100
2 被災情報の報告.....	100
第13章 保健衛生の確保.....	101
1 保健衛生の確保対策.....	101
2 廃棄物の処理対策.....	102
第14章 文化財の保護.....	103
1 文化財の保護.....	103
第15章 ボランティアの受入れ.....	104
1 安全の確保.....	104
2 市ボランティアセンターの設置.....	104
第16章 特殊標章等の交付及び管理.....	105
第4編 大規模駅等重要施設における武力攻撃事態等への対処.....	108
第1章 基本方針.....	108
1 重要施設における武力攻撃事態等に対する基本方針.....	108
2 重要施設の考え方.....	108
第2章 長岡駅における武力攻撃事態等への対処.....	109
1 対象施設の考え方.....	109
2 安全確保の留意点.....	109
3 武力攻撃事態等への備え.....	109
4 通報体制及び安全確保措置の要請.....	110
5 施設利用者等の避難措置.....	110
6 応急対策等.....	111
第3章 寺泊港における武力攻撃事態等への対処.....	112
1 対象施設の考え方.....	112
2 安全確保の留意点.....	112
3 武力攻撃事態等への備え.....	112

4	武力攻撃事態等の通報体制	112
5	施設利用者等の避難措置	112
第4章	その他市内の重要施設における武力攻撃事態等への対処	114
1	対象施設の考え方	114
2	安全確保の留意点	114
3	武力攻撃事態等への備え	114
4	応急対策等	114
第5章	近隣地域の原子力発電所における武力攻撃事態等への対処	115
1	武力攻撃原子力災害に対する基本姿勢	115
2	武力攻撃原子力災害への備え	115
3	通報等及び実施体制の確立	116
4	応急対策等	120
第5編	復旧等	125
第1章	応急の復旧	125
1	基本的考え方	125
2	ライフライン施設の応急の復旧	125
第2章	武力攻撃災害の復旧	126
第3章	国民生活の安定に関する措置	127
1	被災者のための相談、支援等	127
2	生活関連物資等の需給監視	127
3	住宅対策	127
4	生活基盤等の確保	127
第4章	国民保護措置に要した費用の支弁等	129
1	国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	129
2	損失補償、実費弁償及び損害補償	129
3	総合調整及び指示に係る損失の補填	130
第6編	緊急対処事態への対処	131
1	緊急対処事態	131
2	緊急対処事態における警報の通知及び伝達	131

第1編 総論

第1章 計画作成の趣旨

我が国の平和と安全を確保するためには、日本国政府の平常時からの外交努力により、武力攻撃事態を未然に防ぐことが重要である。しかし、こうした外交努力にもかかわらず、国民に被害が及ぶ事態が発生し又はそのおそれがある場合は、国や地方公共団体は、国民の生命、身体及び財産を保護する責務がある。

市は、市民等の生命、身体及び財産を保護する責務に鑑み、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ

(1) 市の責務

市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、市の国民の保護に関する計画（以下「市国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 市国民保護計画の位置づけ

市国民保護計画は、国民保護法第35条の規定に基づき作成するものであり、本市における国民保護措置の実施に関し、総合的かつ基本的な性格を有するものである。

(3) 市国民保護計画に定める事項

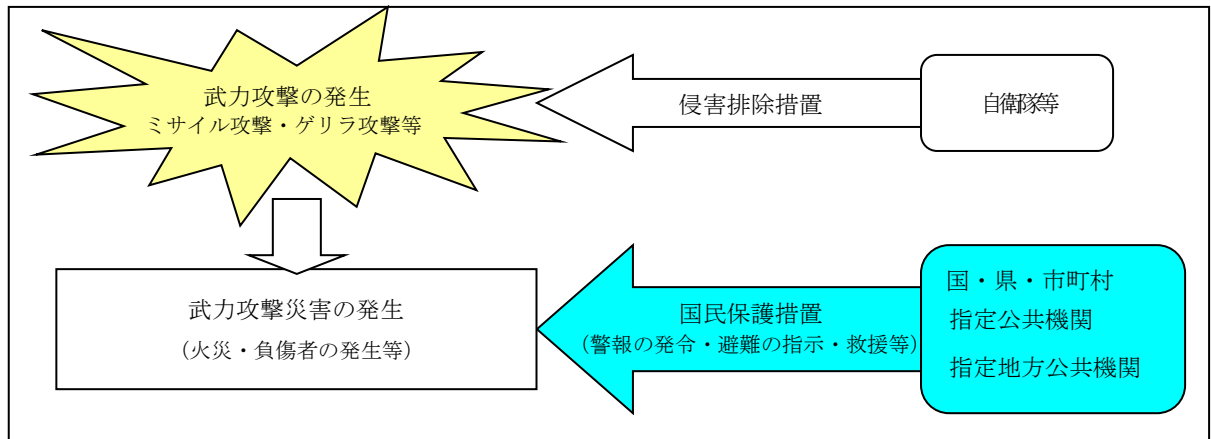
市国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる、次の事項について定める。なお、この計画に基づく国民保護措置の具体的運用については、別途マニュアル等で定める。

【市国民保護計画に定める事項】

- ① 市の区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項
- ② 市が実施する国民保護措置に関する事項
- ③ 国民保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
- ④ 国民保護措置を実施するための体制に関する事項

- ⑤ 国民保護措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
- ⑥ 上記のほか、市の区域に係る国民保護措置に関し市長が必要と認める事項

【武力攻撃事態における国民保護の位置付け】



2 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 大規模駅等重要施設における武力攻撃事態等への対処
- 第5編 復旧等
- 第6編 緊急処理事態への対処

3 長岡市地域防災計画との関連

長岡市地域防災計画（以下「市地域防災計画」という。）は、自然災害等から市民等の生命、身体及び財産を守るため、災害対策基本法に基づき作成されたものであり、市国民保護計画とは別の法体系によるものである。

しかし、双方で想定する災害の態様並びに避難及び救援等これらへの対処に関しては類似性が想定されるため、市国民保護計画に定めのない事項については、災害等の状況に応じて市地域防災計画その他関係法令等に定められた措置に準じた措置を講ずるなど、臨機応変かつ円滑な運用を図る。

4 市国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を

踏まえ、不断の見直しを行う。

なお、市国民保護計画の見直しに当たっては、長岡市国民保護協議会（以下「市国民保護協議会」という。）の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求める。

(2) 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更にあたっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問のうえ、県知事に協議し、速やかに市議会に報告し公表する。

なお、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び県知事への協議は必要としない。

5 用語の定義

この計画における主な用語の意義は、次のとおりとする。

(計画関連)

用語	意義
対処基本方針	武力攻撃事態等に至ったとき、事態認定及び当該事態等への対処に関する全般的な方針について政府が定める基本的な方針
事態対策本部長	武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(以下「事態対処法」という。)第11条の規定により内閣総理大臣をもって充てる事態対策本部の長
基本指針	武力攻撃事態等に備えて、国民の保護のための措置の実施に関して政府が定める基本的な方針
国民保護計画	基本指針に基づき指定行政機関、都道府県が作成する国民保護措置に関する計画及び都道府県国民保護計画に基づき市町村が作成する国民保護措置に関する計画
国民保護業務計画	基本指針に基づき、指定公共機関がその業務に関し作成する国民保護措置に関する計画及び都道府県計画に基づき、指定地方公共機関がその業務に関し作成する国民保護措置に関する計画
市民等	市内に居住する人(外国人居住者を含む)、旅行やビジネスなどで市内に滞在している人、市内を車や電車で通過中の人など、市内の全ての人のこと

(武力攻撃関連)

用語	意義
武力攻撃	我が国に対する外部からの武力攻撃
NBC攻撃	核兵器、生物剤もしくは化学剤を用いた兵器による攻撃
武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態

武力攻撃予測事態	武力攻撃には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態
武力攻撃事態等	武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態
武力攻撃災害	武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
武力攻撃原子力災害	武力攻撃に伴って原子力事業所外へ放出される放射性物質又は放射線による被害
被災情報	武力攻撃災害による被害の状況に関する情報
緊急処理事態	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要な事態

(避難・救援関連)

用語	意義
要避難地域	住民の避難が必要な地域
避難先地域	住民の避難先となる地域（住民の避難の経路となる地域を含む。）
避難措置の指示	国の事態対策本部長が都道府県知事に対し、要避難地域と避難先地域を示し、避難に関する措置を講ずるよう行う指示
避難の指示	避難措置の指示を受けた都道府県知事が要避難地域の住民に対し、避難の経路・手段を示し、避難するよう行う指示
避難実施要領	管内住民に避難の指示があった市町村長が住民の誘導方法などを定めたもの
避難施設	住民を避難させ、また救援を行うため、都道府県知事があらかじめ指定した施設
緊急通報（武力攻撃災害緊急通報）	都道府県知事が、警報の発令を待ついとまがない場合、武力攻撃災害による危険を防止するために発令する通報
警戒区域の設定	都道府県知事及び市町村長が、武力攻撃災害による危険を防止するため、立入禁止や退去を命じる区域の設定
退避の指示	都道府県知事・市町村長が、避難の指示を待ついとまがない場合、武力攻撃災害の拡大防止のために、必要な地域の住民に対して行う退避（屋内への退避を含む）の指示
要配慮者	高齢者、障害者、傷病者、妊産婦、乳幼児、児童及び外国人等その他の特に配慮を要する者のこと（災害対策基本法第8条第2項関係）
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（災害対策基本法第49条の10第1項関係）
特定物資	救援の実施に必要な物資（医療品、食品、寝具その他国民保護法施行令第12条で定める物資に限る。）であって生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの

(関係機関・施設関連)

用語	意義
指定行政機関	<p>事態対処法第2条第5号の規定により政令で定められた国の機関 内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、デジタル庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、スポーツ庁、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、国土交通省、国土地理院、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省、防衛装備庁の32機関</p>
指定地方行政機関	<p>事態対処法第2条第6号の規定により政令で定められた国の地方機関 沖縄総合事務局、管区警察局、総合通信局、沖縄総合通信事務所、財務局、税関、沖縄地区税関、地方厚生局、都道府県労働局、地方農政局、北海道農政事務所、森林管理局、経済産業局、産業保安監督部、那覇産業保安監督事務所、地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、地方航空局、航空交通管制部、管区气象台、沖縄气象台、管区海上保安本部、地方環境事務所、地方防衛局の25機関</p>
指定公共機関	<p>独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会、その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、事態対処法第2条第7号の規定により、政令並びに内閣総理大臣公示で指定されている機関</p>
指定地方公共機関	<p>都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人・団体等で、国民保護法第2条第2項の規定により都道府県知事が指定する機関</p>
生活関連等施設	<p>発電所やガスホルダーなど、その安全を確保しなければ、国民生活に著しい支障を及ぼすもの及び周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれのあるもの</p>
要配慮者利用施設	<p>高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設</p>

第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

1 国民保護措置に関する基本方針

(1) 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、救援のための物資の収用や保管及び土地、家屋等の使用等、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限るものとし、公用令書の交付等公正かつ適正な手続のもとに行う。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 国民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、市民等に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、県、近隣市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 市民等の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、市民等に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、市民等は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

(6) 要配慮者への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置の実施に当たっては、要配慮者の保護について留意する。

また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

市は、日本赤十字社が実施する国民保護措置については、その特性に鑑み、その自主性を尊重するとともに、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置については、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由に特に配慮する。

また、市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

なお、市は、平成15年6月5日参議院「武力攻撃事態への対処に関する特別委員会」附帯決議に留意する。

【参考】

(平成15年6月5日参議院武力攻撃事態への対処に関する特別委員会附帯決議 抜粋)

放送事業者に関する指定公共機関の規定の整備に当たっては、放送の内容を警報、武力攻撃事態等の状況、避難の指示の内容等最小限にとどめ、かつ、放送の方法等放送機関の編集に影響を及ぼすことのないよう留意し、いやしくも表現・言論の自由を侵すことのないようにすること

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

(9) 地域特性等への配慮

本市は3度の市町村合併により11市町村が新市を構成し、面積は約891km²である。市の中央を南北に信濃川が貫流し、守門岳から日本海まで変化に富んだ自然風土を有している。本庁のほか支所10か所が設けられている。

気候は、夏は高温多湿である一方、冬は季節風が強く降雪があるという日本海側特有の傾向が見られる。本市及びその周辺地域は、全国でも有数の豪雪地帯である。

本市の人口は約26万人で、高齢化率は32.0%と全国29.1%に比べ高く、中山間地では高齢化率がさらに高くなっている。

交通面からは、JR長岡駅を中心に上越新幹線、在来線3路線（信越本線・上越線・越後線）が走る一方、北陸自動車道と関越自動車道の結節点がある。

また、近隣地域には、原子力発電所が立地している。

市は、国民保護措置の実施に当たっては、これらの地理的・社会的特性に十分配慮のうえ、適切な対処に努める。

(10) 初動体制の充実

市は、武力攻撃等が発生した場合又はその兆候に関する情報を入手した場合は、速やかに国、県、他の市町村及び関係機関と情報共有を行い、国民保護措置の迅速かつ的確な実施が図られるよう、初動体制の確立に努める。

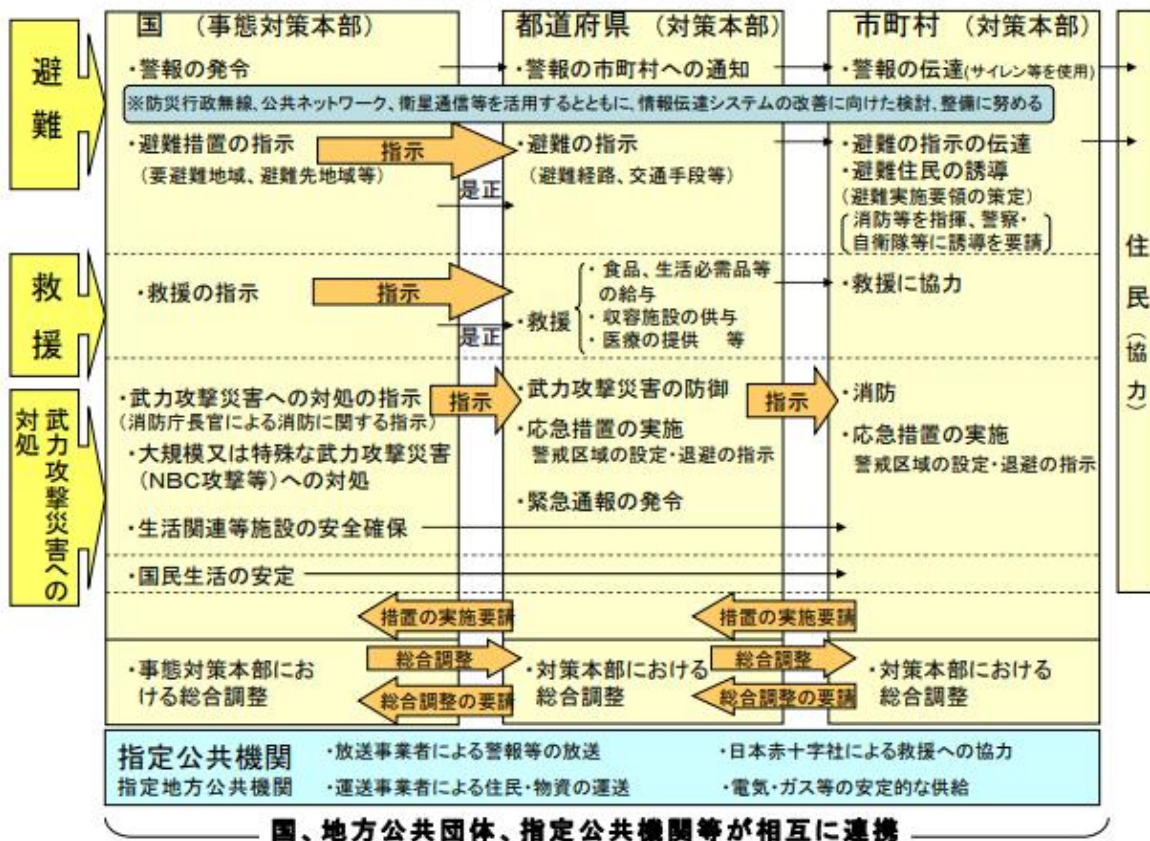
第3章 関係機関の事務又は業務の大綱

市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関と円滑に連携するため、国民保護措置の実施主体である関係機関の果たすべき役割や連絡窓口をあらかじめ把握する。

1 国民保護措置全体の仕組み

国、都道府県、市町村等におけるそれぞれの国民保護措置の仕組みを下図に示す。

国民の保護に関する措置の仕組み



第1編 総論

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱

2 各機関の事務又は業務の大綱

国民保護措置について、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関は、おおむね次に掲げる業務を処理する。

【市の事務】

事務又は業務の大綱
1 国民保護計画の作成
2 国民保護協議会の設置、運営
3 国民保護及び緊急対処事態対策本部の設置、運営
4 組織の整備、訓練
5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施
6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施
7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施
8 水道施設の安全確保及び水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施
9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

【県の事務】

事務又は業務の大綱
1 国民保護計画の作成
2 国民保護協議会の設置、運営
3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営
4 組織の整備、訓練
5 警報の通知
6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施
7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施
8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施
9 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施
10 交通規制の実施
11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

【指定地方行政機関】

機関の名称	事務又は業務の大綱
関東管区警察局	<ol style="list-style-type: none"> 1 管区内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信の確保及び統制
信越総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成
関東財務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関等に対する金融上の措置の要請 3 地方公共団体に対する普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会
東京税関	<ol style="list-style-type: none"> 1 輸入物資の通関手続
関東信越厚生局	<ol style="list-style-type: none"> 1 救援等に係る情報の収集及び提供
新潟労働局	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者の雇用対策
北陸農政局	<ol style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃災害対策用の食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧
関東森林管理局	<ol style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃災害復旧用材（国有林材）の供給
関東経済産業局	<ol style="list-style-type: none"> 1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興
関東東北産業保安監督部	<ol style="list-style-type: none"> 1 鉱山における災害時の応急対策 2 危険物等の保全
北陸地方整備局	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧
北陸信越運輸局	<ol style="list-style-type: none"> 1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車両の安全確保
東京航空局	<ol style="list-style-type: none"> 1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保
東京管区气象台	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象状況の把握及び情報の提供
第九管区海上保安本部	<ol style="list-style-type: none"> 1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3 生活関連等施設の安全確保に係る立入制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
関東地方環境事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
北関東防衛局	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整

第1編 総論

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱

【指定公共機関及び指定地方公共機関】

機関の名称	事務又は業務の大綱
災害研究機関	1 武力攻撃災害に関する指導、助言等
放送事業者	1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送
運送事業者	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保
電気通信事業者	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
電気事業者	1 電気の安定的な供給
ガス事業者	1 ガスの安定的な供給
水道事業者 水道用水供給事業者 工業用水道事業者	1 水の安定的な供給
日本郵便株式会社	1 郵便の確保
一般信書便事業者	1 信書便の確保
病院その他の医療 機関	1 医療の確保
道路、港湾、空港 の管理者	1 道路、港湾及び空港の管理
日本赤十字社	1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答
日本銀行	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持

第4章 長岡市の地理的、社会的特徴

市は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について把握することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴について定める。

1 地形

信濃川に沿って開かれた広大な新潟平野の南端に位置し、市域は東西 42.6km、南北 59.3km、面積 891.05km²で、新市のほぼ中央部を信濃川が北流しており、東は福島県境近くの守門岳に、西は佐渡を望む日本海にまで達した市域の中心部に市街地が展開しており、これをとりまくように農地が広がっている。

長岡市の位置等

位置	東端	東経 139度07分28秒
	西端	東経 138度38分35秒
	南端	北緯 37度10分35秒
	北端	北緯 37度42分37秒
面積		891.05km ²
広ぼう	東西	42.6km
	南北	59.3km
隣接市町村	東	魚沼市
	西	柏崎市、出雲崎町、刈羽村
	南	十日町市、小千谷市
	北	新潟市、三条市、見附市、燕市、弥彦村
海拔高度		長岡本庁 22.1m、山古志支所 260.4m 栃尾支所 59.5m、小国支所 69.6m

2 合併による市域の拡大

長岡市は、平成17年4月1日に中之島町・越路町・三島町・山古志村及び小国町の5町村、平成18年1月1日に和島村・寺泊町・栃尾市・与板町の4市町村、平成22年3月31日に川口町と合併し、市域が891.05km²となった。

3 気候

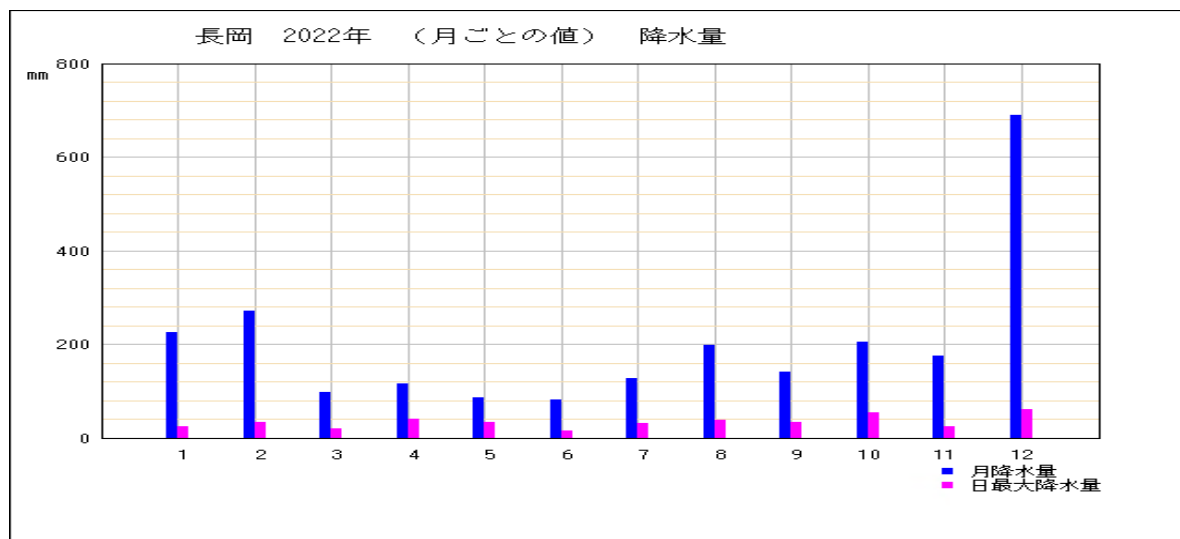
信濃川を軸として形成されてきた長岡市は、季節の移り変わりが鮮やかで、美しく豊かな自然風土に恵まれている。その気候は、夏は高温多湿である一方、冬は季節風が強く、降雪があるという日本海側特有の傾向がみられ全国有数の豪雪地帯である。

上記2で記載のとおり、合併により広域となったため、市内でも降雨、降雪量は地域により差異があり、特に降雪量は、海拔高度(標高)と一定程度相関関係にあるため、山古志、栃尾、小国、川口地域のそれは他地域に比べかなり多い。

市の気候

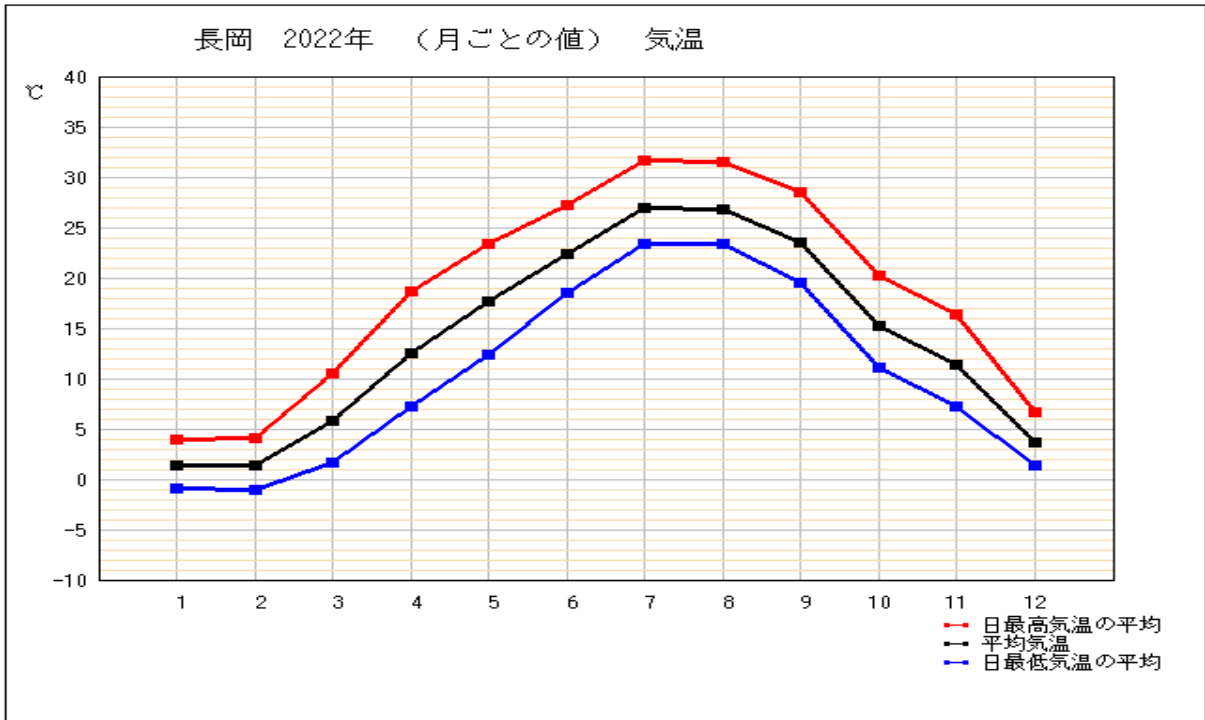
	年降水量 (mm)	平均気温 (°C)	最高気温 (°C)	最低気温 (°C)	最深積雪 (cm)	
H27	1,971	13.8	36.9	-4.6	96	
H28	1,979	14.1	36.0	-6.0	95	
H29	2,525	13.2	37.5	-4.6	79	
H30	2,206	14.0	39.4	-6.4	145	
R1	2,196	14.2	38.6	-3.3	34	
R2	2,507	14.3	38.3	-4.2	23	
R3	2,350	14.0	38.2	-6.3	145	
R4	2,409	14.0	36.8	-4.1	113	
平年値 (平成3年～令和2年の平均値)	1月	294.4	1.6	4.5	-0.7	70
	2月	165.5	1.8	5.2	-1.1	77
	3月	140.8	4.9	9.4	1.1	41
	4月	103.7	11.0	16.5	6.0	1
	5月	97.8	16.9	22.3	12.1	0
	6月	136.9	21.0	25.7	17.1	0
	7月	235.0	24.8	29.1	21.4	0
	8月	163.9	26.2	30.9	22.5	0
	9月	165.6	22.0	26.7	18.3	0
	10月	184.6	15.9	20.6	12.0	0
	11月	289.0	9.6	14.0	6.0	1
	12月	372.2	4.2	7.6	1.5	27
	年	2349.3	13.3	17.7	9.7	89

出典：新潟地方気象台



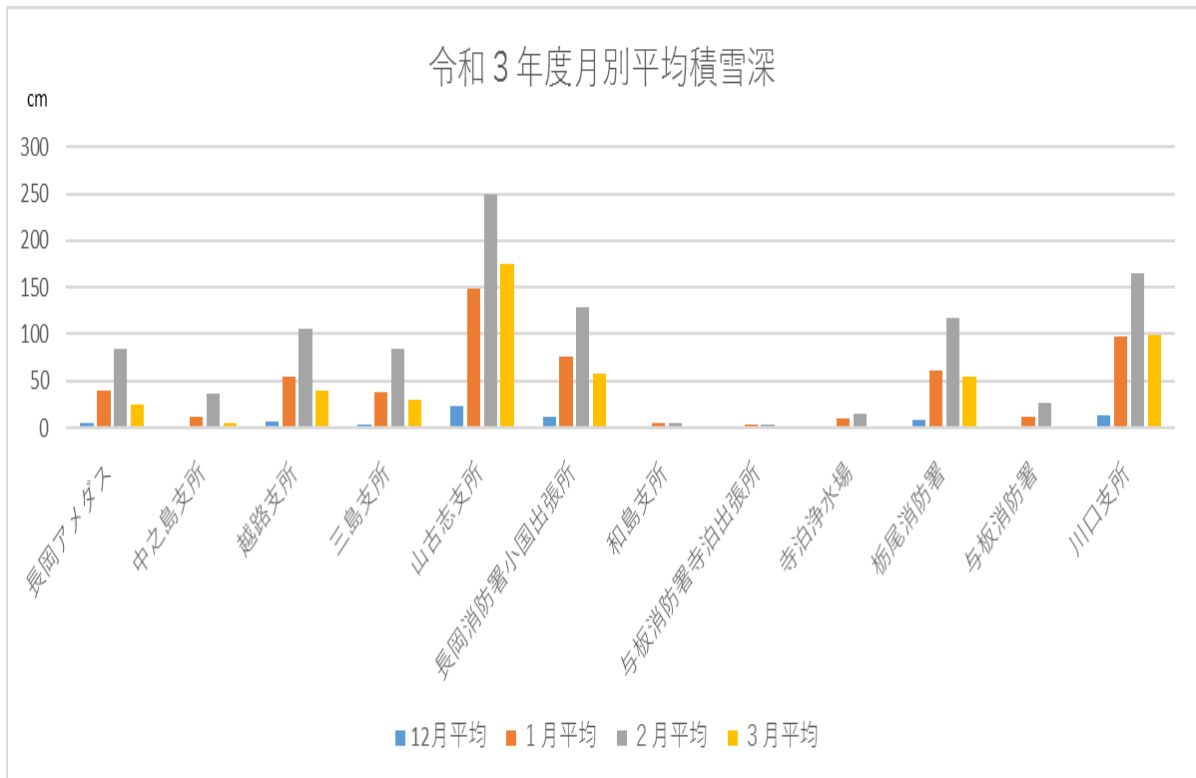
月別降水量 (令和4年)

出典：新潟地方気象台

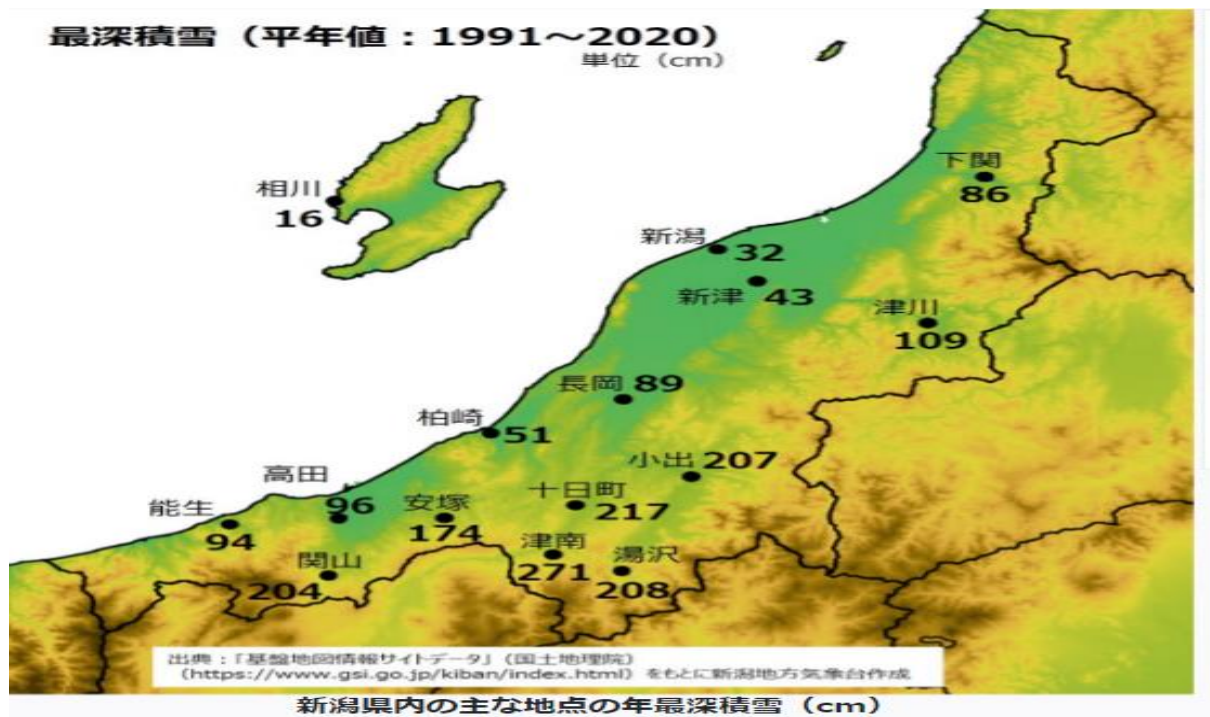


月別平均気温 (令和4年)

出典：新潟地方気象台



令和3年度月別平均積雪深



出典：新潟地方気象台

4 人口の状況

人口の推移は、昭和22年には戦災で若干減少しているが、昭和25年以前までは、5～6万人程度の人口を維持してきた。

その後は周辺市町村の合併により大幅に増加したが、最近では減少傾向を示しており、令和2年の国勢調査では266,936人となっている。

世帯数・人口の推移

	世帯数 (世帯)	人口 (人)
S40	60,209	273,226
S45	64,879	272,353
S50	70,628	276,316
S55	75,772	292,495
S60	77,493	284,769
H2	80,600	284,580
H7	86,450	287,139
H12	92,029	287,139
H17	95,283	283,224
H22	98,725	282,674
H27	100,143	275,133
R2	104,489	266,936

出典：長岡の人口-令和2年国勢調査結果報告-

(1) 年齢構成

年齢3階層別人口構成比は、令和2年10月1日現在、0～14歳の幼年人口が11.4%、15～64歳の生産年齢人口が56.6%、65歳以上の老年人口が32.0%であり、年齢構成から見ると今後も一層の高齢化は避けられない状況である。したがって、避難行動要支援者への避難・支援のあり方を設定する必要がある。

人口年齢構成

年齢	男	女	計	比率 (%)
0～14歳	15,202	14,437	29,639	11.4
15～64歳	75,584	71,372	146,956	56.6
65歳以上	36,494	46,763	83,257	32.0
総数	127,280	132,572	259,852	100.0

出典：長岡の人口-令和2年国勢調査結果報告-

(2) 昼間人口

本市では、近隣市から通学・通勤してくる人口が市外に通学・通勤する人口より多く、昼間人口は夜間人口より約6,900人多い、夜間人口のほぼ1.02倍程度である。

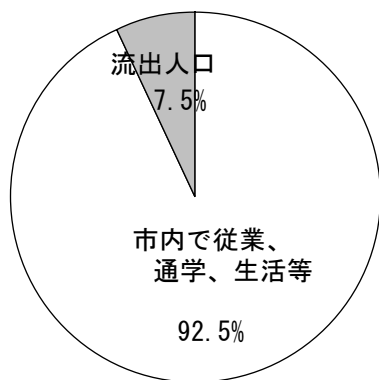
市外に通学・通勤する人は、小千谷市、新潟市、見附市、柏崎市、燕市などが多く、流出人口の約72%程度である。

このように流出・流入する人は災害時に帰宅困難者になる可能性があるため、情報伝達、安否情報の提供、避難誘導、他地域との連携等が重要である。

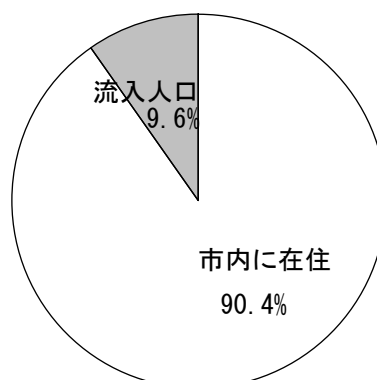
昼間・夜間・流入・流出人口

夜間人口	266,936	
流入人口	26,445	
流出人口	19,953	
昼間人口	273,428	
昼間人口/夜間人口	1.02	
面積 (k m ²)	891.05	
人口密度 (人/k m ²)	夜間人口	299
	昼間人口	306

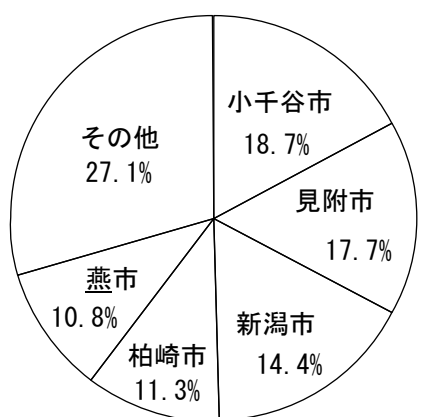
出典：令和2年国勢調査



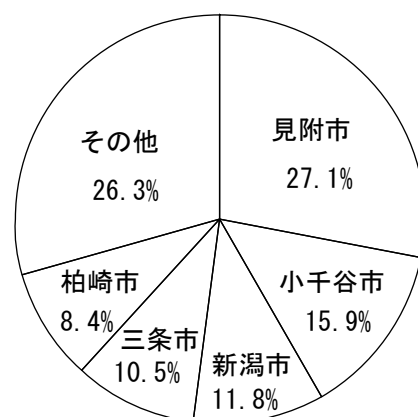
夜間人口 266,936人



昼間人口 273,428人



流出口割合内訳 19,953人



流入人口割合内訳 26,445人

(3) 外国人人口

令和4年度末では約2,500人の外国人がおり、市の人口の約0.96%を占める。

中国、ベトナム、フィリピン、インドネシアの人が多く外国人の約67%を占める。

国別年次別外国人登録人口

単位：人（3月末現在）

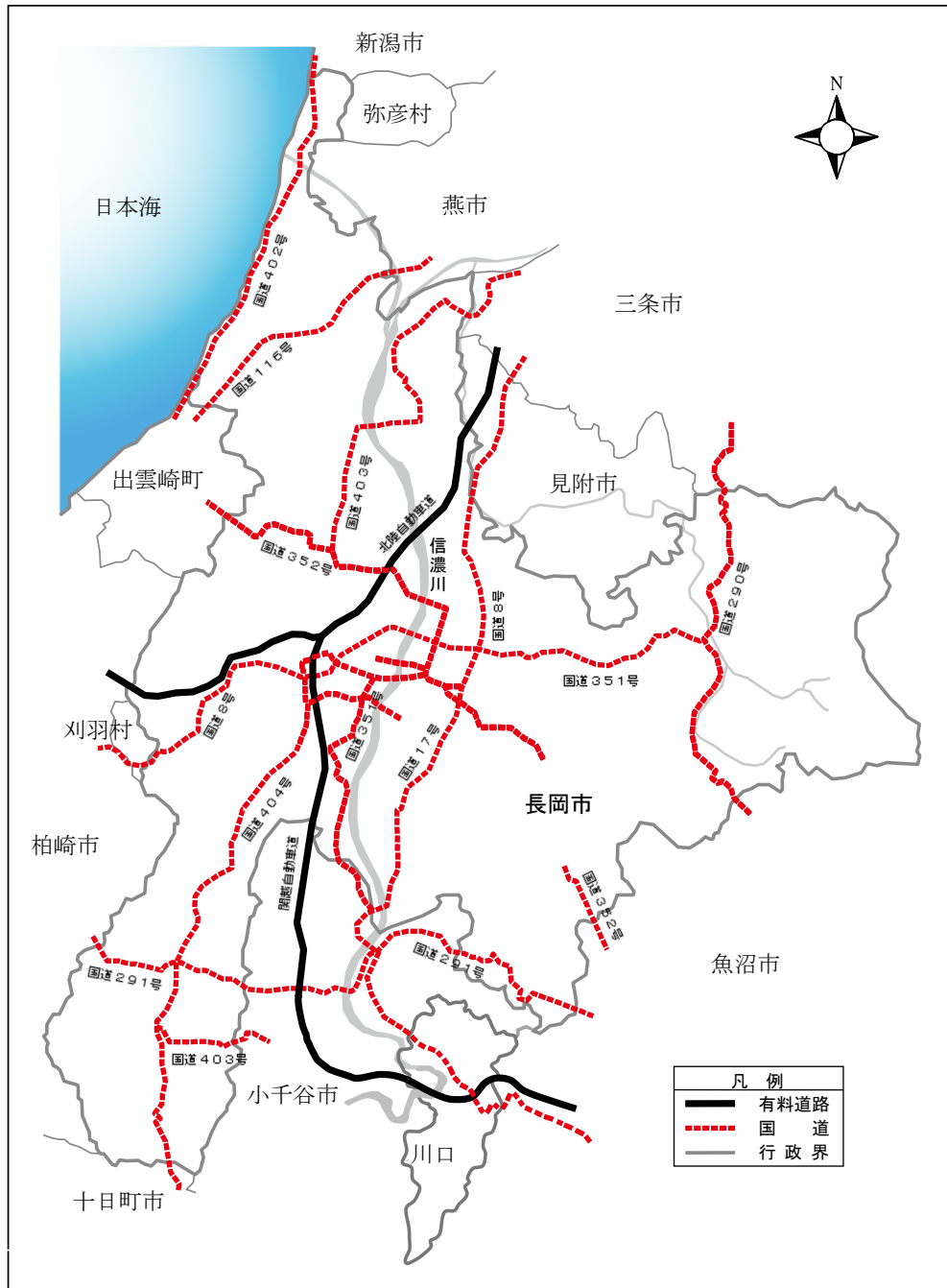
	H30/3末	H31/3末	R2/3末	R3/3末	R4/3末	R5/3末
中国	781	806	799	707	625	722
ベトナム	334	464	529	532	443	484
フィリピン	350	328	318	303	295	306
インドネシア	83	115	132	128	110	157
韓国	110	121	119	122	115	116
ブラジル	91	84	80	74	72	87
タイ	65	64	66	66	63	81
モンゴル	51	52	50	54	56	55
米国	43	34	45	42	45	49
スリランカ	40	29	26	23	25	35
マレーシア	32	50	36	30	24	27
その他	212	239	237	239	239	366
合計	2,192	2,386	2,437	2,320	2,112	2,485

出典：市資料

5 道路の位置等

市内の道路網は、関東方面と関西方面に伸びる高速交通体系（関越・北陸自動車道）と主要幹線（一般国道8号・17号）が軸になっている。

そのほかの一般国道と県道は高速交通体系への接続と、長岡市街を中心にした放射状および周辺市町村間を連絡する道路網として形成されている。



道路の位置

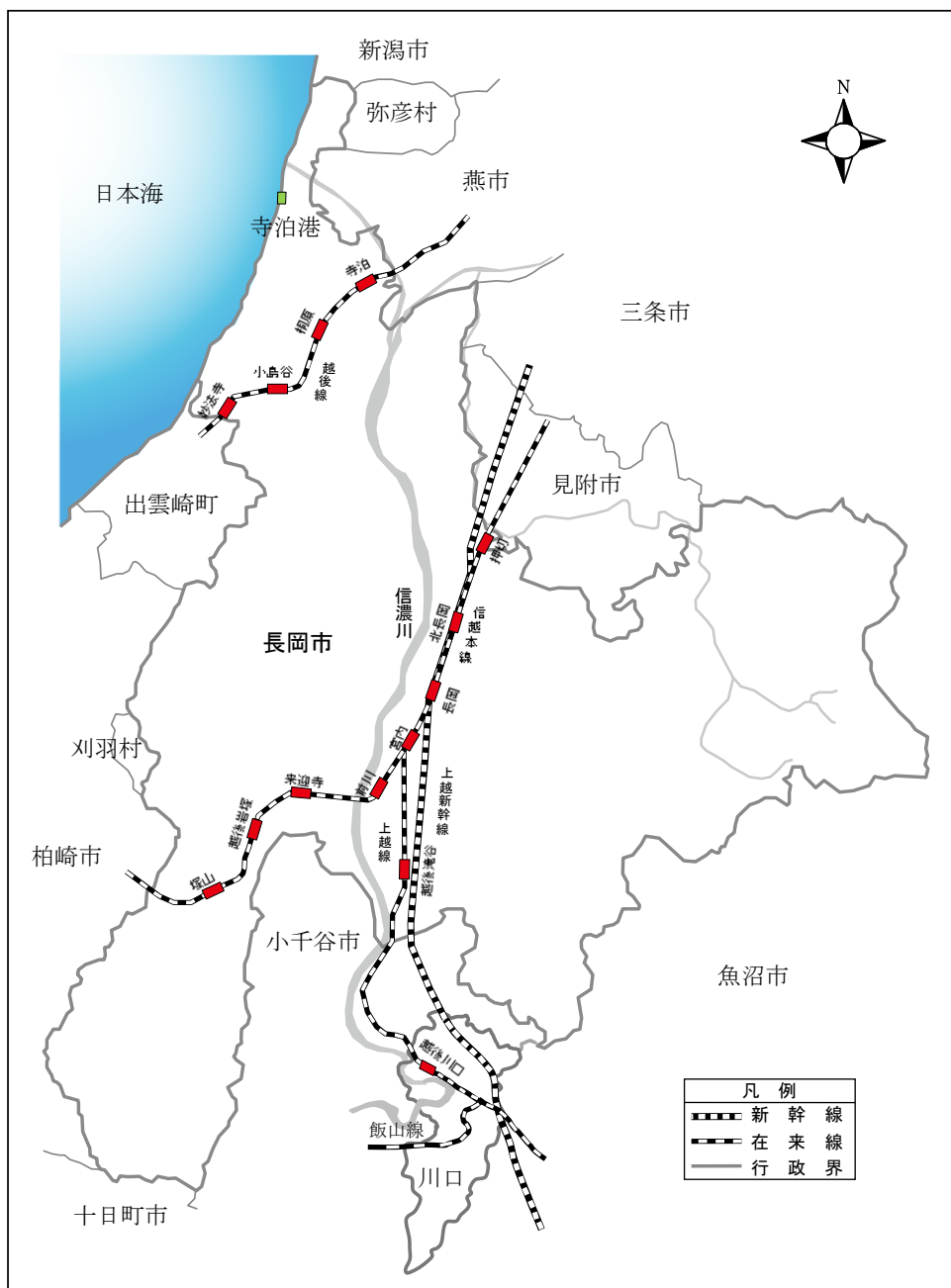
6 鉄道、港湾の位置等

(1) 鉄道

市内には東日本旅客鉄道株式会社（以下「JR東日本」という。）が営業する上越新幹線、信越本線、上越線、飯山線及び越後線が通っており地域交通の要衝である。

(2) 港湾

本市には地方港湾としての寺泊港がある。



鉄道・港湾等の位置

7 その他の施設

(1) レーダー施設

本市には、航空機の飛行状況を監視し管制を行うための航空路監視レーダーの基地局が設置されている。

長岡市内に存在する長岡航空路監視レーダー事務所の施設一覧

名 称	所 在 地	備 考
基地局	長岡市西津町 2305-5	事務所がある場所
ARSR 局	長岡市七日市字奥山 4302	主たるレーダー機器が設置されている場所
対空受信所	長岡市大字鳥越中弦根甲 6119-3	航空機との音声による交信のための受信機が 設置されている場所

*ARSR 局及び対空受信所は無人施設であり、巡回を実施しています。

(2) ガス田

本市には、天然ガスの国内最大級の埋蔵量、生産能力を誇る南長岡ガス田、片貝ガス田がある。

ガス田の概要

名 称	会 社 名	ガス生産量	生産開始年
南長岡ガス田 (所在地：来迎寺 地内、親沢地内)	(株) I N P E X	○越路原プラント 420 万 Nm ³ /日 ○親沢プラント 166 万 Nm ³ /日 ※処理能力を示す。	1984 年 9 月
片貝ガス田 (所在地：小千谷 市片貝地内及び長 岡市越路原地内)	石油資源開発 (株)	76.6 万 Nm ³ /日 ※2004 年生産量	1961 年 12 月

出典：(株) I N P E X 及び石油資源開発 (株) のホームページより

8 近隣の原子力発電施設

本市に隣接する柏崎市及び刈羽村には、東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所が立地している。同発電所は、日本海に面した柏崎市及び隣接の刈羽村にまたがる約 420 万 m²の敷地に、110 万 Kw の沸騰水型原子炉 (BWR) 5 基と 135.6 万 Kw の改良型沸騰水型原子炉 (ABWR) 2 基で構成される。7 基の合計出力は 821.2 万 Kw であり、一つの原子力発電所としては世界最大級である。ここで発電された電力は、2 系統の送電経路を通じて全て関東方面へ送電されており、首都圏への電力供給を担う極めて重要な施設である。

第5章 市国民保護計画が対象とする事態の概要等

武力攻撃事態の想定は、武力攻撃の手段、その規模の大小、攻撃パターンなどにより異なることから、武力攻撃事態の想定がどのようなものとなるかについて一概に言えないが、国民保護措置の実施に当たって留意すべき事項を明らかにするため、国の基本指針において、複数の類型が想定されている。

また、緊急処理事態についても、基本指針において、攻撃対象施設又は攻撃の手段の種類により、複数の類型が想定されている。

市国民保護計画においては、以下のとおり基本指針において想定されている武力攻撃事態及び緊急処理事態を対象とする。なお、実際の場面では、これらの事態は複合して起こることが多いと考えられる。

1 武力攻撃事態の類型

(1) 着上陸侵攻

敵国の地上部隊が上陸する攻撃で、一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その戦闘期間も比較的長期に及ぶことが予想される。

着上陸侵攻に先立って航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性も高く、着上陸後は主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊が考えられ、武力攻撃が終結した後の復旧が重要な課題となる。

(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃

少人数のグループにより、その行動を秘匿して行われる攻撃で、事前にその活動の予測あるいは察知が困難である。そのため、警察、自衛隊等により兆候の早期発見に努めるが、突発的に被害が生ずることも考えられる。

主な被害は施設の破壊等が考えられ、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては二次被害の発生も想定され、事態の状況により、市長又は県知事の退避の指示又は警戒区域の設定など時宜に応じた措置を行うことが必要となる。

(3) 弾道ミサイル攻撃

弾道ミサイルによる攻撃は、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。

また、弾頭の種類としては、通常弾頭のほか、NBC（N：核兵器、B：生物兵器、C：化学兵器）弾頭が想定されるが、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。

弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり、屋内への避難や消火活動が中心となる。

(4) 航空攻撃

弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。そのため、攻撃の目標地を限定せずに屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。

また、周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる生活関連等施設に対する攻撃のおそれがある場合は、被害が拡大するおそれがあるため、特に生活関連等施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大防止のための措置を実施する必要がある。

なお、航空攻撃はその意図が達成されるまで、繰り返し行われることも考えられる。

2 緊急処理事態の事態例

(1) 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

原子力事業所等の破壊、石油コンビナート等の爆破、危険物積載船への攻撃、ダム等の破壊といった事態例がこれにあたり、放射性物質や危険物の拡散等により周辺住民等に被害が発生するとともに、社会経済活動に多大な支障が生ずることが想定される。

(2) 多数の人が集合する施設及び大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

大規模集客施設やターミナル駅、列車等の爆破といった事態例がこれにあたり、爆破による人的被害のほかに、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなることが想定される。

(3) 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

ダーティボム（爆薬と放射性物質を組み合わせたもの）等の爆発による放射能の拡散、炭疽菌等生物剤の大量散布、サリン等化学剤の大量散布、水源地への毒素の混入、といった事態例がこれにあたり、NBC（N：核兵器、B：生物兵器、C：化学兵器）兵器が用いられた場合の対処については、特別の留意が必要である。

(4) 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ、弾道ミサイル等の飛来といった事態例がこれにあたり、主な被害は施設の破壊に伴う人的被害で、施設の規模によって被害の大きさが変わる。

また、攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想され、爆発、火災等により被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずることが想定される。

第2編 平素からの備えや予防

第1章 市における組織・体制の整備

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各部局の平素の業務、職員の参集基準等について定める。

1 市の各部課室における平素の業務

市の各部課室は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、平素からその準備のための業務を行う。

【市の各部局における平素の業務】

部局名	平素の業務
部局共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ・所管施設の利用者の安全確保に関する事 ・所管施設の避難所開設運営の協力に関する事
危機管理 防災本部	<ul style="list-style-type: none"> ・国民の保護に関する総合調整に関する事 ・市国民保護協議会の運営に関する事 ・市国民保護計画に関する事 ・関係機関（国、県、自衛隊、指定公共機関、その他）との連絡体制に関する事 ・国民保護の研修、訓練及び啓発に関する事 ・避難施設、物資・資材の備蓄に関する事 ・安否情報、被災情報等の情報収集、提供体制の整備に関する事 ・緊急時の通信、連絡、参集体制等に関する事 ・特殊標章の交付及び管理に関する事 ・生活関連等施設に関する事 ・避難所開設、運営に関する事
原子力安全 対策室	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力発電施設等に関する事
地方創生 推進部	<ul style="list-style-type: none"> ・災害の広報に関する事 ・市対策本部事務局の応援に関する事
総務部	<ul style="list-style-type: none"> ・職員活動状況の把握及び人員配置の調整
財務部	<ul style="list-style-type: none"> ・国民保護対策予算、経費に関する事 ・通信施設ほか市有施設の管理に関する事 ・被害調査、市税の減免等に関する事 ・国民の権利利益の救済に関する体制に関する事
地域振興 戦略部	<ul style="list-style-type: none"> ・市対策本部事務局の応援に関する事
市民協働 推進部	<ul style="list-style-type: none"> ・帰宅困難者の対応に関する事 ・遺体の処置、埋葬及び火葬に関する事
福祉保健部	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者の医療、助産、救護に関する事 ・災害救助ボランティアとの連絡調整に関する事 ・医薬品、衛生資材等の確保に関する事 ・要配慮者支援に関する事（高齢者、障害者等） ・福祉避難所開設、運営に関する事

環境部	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物、し尿の処理に関すること ・大気汚染、水質汚濁等の調査及び防止対策に関すること ・動物愛護、死亡畜獣に関すること
商工部	<ul style="list-style-type: none"> ・食料、生活必需品、応急物資等の調達・搬送に関すること ・商工業関係者との連絡調整に関すること
観光・交流部	<ul style="list-style-type: none"> ・観光客の安全確保に関すること ・外国人に対する支援に関すること
農林水産部	<ul style="list-style-type: none"> ・農林水産業被害に関すること
都市整備部	<ul style="list-style-type: none"> ・応急仮設住宅の整備に関すること ・公共交通機関の連絡調整に関すること
中心市街地整備室	<ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地の安全確保に関すること
土木部	<ul style="list-style-type: none"> ・道路、橋梁、河川、下水道等の管理保全に関すること ・緊急輸送路の確保に関すること ・港湾等に関すること
水道局	<ul style="list-style-type: none"> ・飲料水の確保に関すること ・水道施設の保全に関すること
消防本部	<ul style="list-style-type: none"> ・救助、救急活動に関すること ・火災等の警戒、防御活動に関すること ・生活関連等施設の消防に関する安全対策の支援に関すること ・消防団活動に関すること
教育部	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の安全確保、避難に関すること
子ども未来部	<ul style="list-style-type: none"> ・園児及び児童生徒の安全確保、避難に関すること ・要配慮者支援に関すること(妊産婦、乳幼児)
議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・議会との連絡調整に関すること

※組織改編があった場合は、別に定める。

2 市職員の参集基準等

(1) 職員の迅速な参集体制の整備

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

(2) 24時間即応体制の確立

市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、消防本部との連携を図りつつ当直等の強化を行うなど、速やかに市長及び国民保護担当職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。

(3) 市の体制及び職員の参集基準等

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

その際、市長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

【職員参集基準】

体 制	参 集 基 準
①担当課体制	危機管理防災本部職員が参集する。
②緊急事態連絡室体制	原則として、市国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、個別の事態の状況に応じて、判断する。
③市国民保護対策本部体制	全ての市職員が本庁、支所または出先機関等に参集する。

【事態の状況に応じた初動体制の確立】

事態の状況	体制の判断基準	体制	
事態認定前	市の全部課室での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①	
	市の全部課室での対応が必要な場合(現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合)	②	
事態認定後	市国民保護対策本部設置の通知がない場合	市の全部課室での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①
		市の全部課室での対応が必要な場合(現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合)	②
	市国民保護対策本部設置の通知を受けた場合	③	

※①の体制を整えるかどうかの判断は危機管理防災本部長又は危機管理監が行うものとする。

※②の体制を整えるかどうかの判断は市長が行うものとする。

(4) 幹部職員等への連絡手段の確保

市の幹部職員及び国民保護担当職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

(5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

市の幹部職員及び国民保護担当職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、市国民保護対策本部(以下「市対策本部」という。)における本部長、副本部長及び本部員の代替職員については、以下のとおりとする。

【市対策本部長、市対策副本部長及び市対策本部員の代替職員】

名 称	代替職員(第1順位)	代替職員(第2順位)	代替職員(第3順位)
本部長(市長)	副市長*	副市長*	危機管理監
副本部長(副市長)	危機管理監	地域政策監	産業政策監
本部員(各部局長) 本部員(支所長)	調整担当課長 地域振興・市民生活課長	調整担当課長の代理 地域振興・市民生活課長の代理	

※市長の職務を代理する副市長の順序を定める規則（令和3年長岡市規則第36号）に規定する順序による副市長とする。

(6) 職員の服務基準

市は、(3)①～③の体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務を定める。

(7) 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、市対策本部を設置した場合においてその機能が確保されるよう、以下の項目について定める。

- 交代要員の確保その他職員の配置
- 食料、燃料等の備蓄
- 自家発電設備の確保
- 仮眠設備等の確保 等

3 消防機関の体制

(1) 消防本部及び消防署における体制

消防本部及び消防署は、市における参集基準等と同様に、消防本部、消防署における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことに鑑み、県と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、市は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮するほか、消防団員の参集基準を定める。

4 国民の権利利益の救済に係る手続等

(1) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、手続項目ごとに、以下のとおり担当部局を定める。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】※ 表中「法」は国民保護法を指す。

項目	内容	市担当部局
損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関する事(法第81条第2項)	該当部局
	特定物資の保管命令に関する事(法第81条第3項)	
	土地等の使用に関する事(法第82条)	該当部局
	応急公用負担に関する事(法第113条第1・2項)	該当部局
実費弁償 (法第159条第2項)	医療の実施の要請等に関する事(法第85条第1・2項)	福祉保健部
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、第80条第1項、第115条第1項、第123条第1項)	該当部局
	医療の実施の要請等によるもの (法第85条第1・2項)	福祉保健部
不服申立てに関する事。(法第6条、第175条)		該当部局
訴訟に関する事(法第6条、第175条)		該当部局

※組織改編があった場合は、別に定める。

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

市は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、市文書規則の定めるところにより、適切に保存する。

また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

市は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第2章 関係機関との連携体制の整備

市は、国民保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

1 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

市は、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

市は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。この場合において、市国民保護協議会の部会を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

2 県との連携

(1) 県の連絡先の把握等

市は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話（FAX）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

(2) 県との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

(3) 市国民保護計画の県への協議

市は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 県警察との連携

市長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

る。

3 近接市町村との連携

(1) 近接市町村との連携

市は、近接市町村の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町村相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町村相互間の連携を図る。

(2) 消防機関の連携体制の整備

市は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近接市町村の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。

また、消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

4 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握

市は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

(2) 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう（公財）日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

(3) 関係機関との協定の締結等

市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、市は、区域内の事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

5 自主防災組織等に対する支援

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織及び町内会等のリーダー等に対する研修等を通じて国民保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災

組織等相互間、消防団及び市等との間の連携が図られるよう配慮する。

また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図る。

(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

6 地域コミュニティによる共助意識の醸成

武力攻撃事態等における情報伝達、避難誘導等に関しては、地域コミュニティの果たす役割が大きいことから、市は、県、民生委員、地域の自主防災組織及び町内会等と協力し、地域における共助意識の醸成に努める。

また、市は、地域単位での避難の実施並びに地域での的確な情報伝達等を念頭に、市民等のとるべき行動に関する情報の提供、意識啓発等に努める。

第3章 通信確保のための体制整備

市は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、以下のとおり、非常通信体制の整備等について定める。

(1) 非常通信体制の整備

市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

(2) 非常通信体制の確保

市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実にを行うため、衛星系、地上系を利用した防災行政無線の多ルート化に努めるとともに、停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、通信訓練等を通じて通信が確実に確保される体制の整備を図る。

また、非常通信体制の確保に当たっては、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

施設・設備面	・非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
	・無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
	・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。
運用面	・夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
	・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
	・通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を勘案し、実施時間や電源の確保等の条件を設定したうえで、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。
	・無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
	・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。

- ・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、担当職員が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
- ・市民等に情報を提供するに当たっては、緊急告知FMラジオ、防災行政無線、ホームページ、SNS、緊急速報メール、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際し配慮を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

第4章 情報収集・伝達体制の整備

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び市民等に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

(3) 関係機関における情報の共有

市は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等に努める。

2 警報等の伝達に必要な準備

(1) 警報の伝達体制の整備

市は、県知事から警報の内容の通知があった場合の市民等及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、市民等及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員や社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、要配慮者に対する伝達に配慮する。

(2) 多様な伝達手段の整備

市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の整備や緊急告知FMラジオの活用など多様な伝達手段の整備に努める。

(3) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）の整備

市は、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、住民に迅速かつ確実に伝達するため、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を整備する。

(4) 県警察、海上保安部との連携

市は、武力攻撃事態等において、市民等に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。

また、必要に応じて海上保安部との協力体制を構築する。

(5) 国民保護に係るサイレンの市民等への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して市民等に十分な周知を図る。

(6) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、県から警報の内容の通知を受けたときに市長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、駅、港湾、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、県との役割分担も考慮して定める。

(7) 民間事業者からの協力の確保

市は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や市民等の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組みを推進する。

その際、先進的な事業者の取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の種類、収集及び報告の様式

市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する第1号又は第2号様式により収集を行い、第2条に規定する様式第3号の内容を原則として、武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システム（以下「安否情報システム」という。）を用いて、県に報告する。

【収集・報告すべき情報】

1 避難住民（負傷した住民も同様）

- ① 氏名
- ② フリガナ
- ③ 出生の年月日
- ④ 男女の別
- ⑤ 住所（郵便番号を含む。）

- ⑥ 国籍
 - ⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）
 - ⑧ 負傷（疾病）の該当
 - ⑨ 負傷又は疾病の状況
 - ⑩ 現在の居所
 - ⑪ 連絡先その他必要情報
 - ⑫ 親族、同居者への回答の希望
 - ⑬ 知人への回答の希望
 - ⑭ 親族、同居者、知人以外の者への回答又は公表の同意
- 2 死亡した住民（上記①～⑦、⑪、⑭に加えて）
- ⑮ 死亡の日時、場所及び状況
 - ⑯ 遺体の安置されている場所

(2) 安否情報収集のための体制整備

市は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、市における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。

また、県の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行う。

(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、学校等、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

様式第1号（第1条関係）

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 負傷（疾病）の該当	負傷 非該当
⑨ 負傷又は疾病の状況	
⑩ 現在の居所	
⑪ 連絡先その他必要情報	
⑫ 親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んでください。	回答を希望しない
⑬ 知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○を囲んで下さい。	回答を希望しない
⑭ ①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同意する 同意しない
※備考	

(注1) 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

(注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

(注3) 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

(注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

安否情報収集様式（死亡住民）

様式第2号（第1条関係）

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 死亡の日時、場所及び状況	
⑨ 遺体が安置されている場所	
⑩ 連絡先その他必要情報	
⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対して回答することへの同意	同意する 同意しない
※備考	

（注1）本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2）親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3）「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

（注5）⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

様式第3号 (第2条関係)

安否情報報告書

報告日時： 年 月 日 時 分
市町村名： 担当者名

①氏名	②フリガナ	③出生の年月日	④男女の別	⑤住所	⑥国籍	⑦その他個人を識別するための情報	⑧負傷(疾病)の該当	⑨負傷又は疾病の状況	⑩現在の居所	⑪連絡先その他必要情報	⑫親族・同居者への回答の希望	⑬知人への回答の希望	⑭親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意	備考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること
- 2 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること
- 3 「⑥国籍」欄は日本国籍を有しない者に限り記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡した**市民等**にあつては、「⑨負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「⑩現在の居所」欄に「遺体の安置されている場所」を記入すること。
- 5 ⑫～⑭の希望又は同意欄には、安否情報の提供に係る希望又は同意について「有」又は「無」と記入すること。この場合において、当該希望又は同意について特段の条件がある場合は、当該条件を「備考」欄に記入すること。

4 被災情報の収集・報告に必要な準備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

市は、被災情報の収集、整理及び県知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ被災情報の収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

【被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）							
						年 月 日 時 分	
						長 岡 市	
1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）							
(1) 発生日時 年 月 日							
(2) 発生場所 〇〇市△△町A丁目B番C号（北緯 度、東経 度）							
2 発生した武力攻撃災害の状況の概要							
3 人的・物的被害状況							
市町村名	人 的 被 害				住 宅 被 害		そ の 他
	死 者	行方 不明者	負 傷 者		全 壊	半 壊	
			重 傷	軽 傷			
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)		

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町村名	年月日	性別	年齢	概 況

(2) 担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

第5章 研修及び訓練

市は、市民等の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、職員は研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。このため、市における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 研修の実施

(1) 研修機関における研修の活用

市は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、市町村職員中央研修所、県自治研修所、県消防学校等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2) 職員等の研修機会の確保

市は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、eラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

(3) 外部有識者等による研修

市は、職員等の研修の実施に当たっては、消防職員を活用するほか、国、県、自衛隊、海上保安部及び警察の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

2 訓練の実施

(1) 市における訓練の実施

市は、近隣市町村、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、海上保安部、自衛隊等との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

- ① 市対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市対策本部設置運営訓練
- ② 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
- ③ 避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

- ① 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- ② 国民保護措置についての訓練の実施においては、市民等の避難誘導や救援等に当たり、町内会の協力を求めるとともに、特に要配慮者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ③ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- ④ 市は、町内会、自主防災組織などと連携し、市民等に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、市民等の参加が容易となるよう配慮する。
- ⑤ 市は、県と連携し、学校、病院、駅、港湾、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
- ⑥ 市は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

第6章 避難・救援体制の整備

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について、以下のとおり定める。この際、避難者の男女のニーズの違いにも配慮する。

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の収集

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。

【市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】

- 住宅地図
- 市域内の人口分布（男女別）
- 市域内の道路網のリスト
- 輸送力のリスト
- 避難施設のリスト
- 備蓄物資、調達可能物資のリスト
- 生活関連等施設（発電所、ガス工作物、取水施設等、鉄道施設、ダム等）等のリスト
- 関係機関（国、県、民間事業者等）の連絡先一覧、協定
- 町内会、自主防災組織等の連絡先等一覧
- 消防機関のリスト
- 避難行動要支援者名簿 など

(2) 隣接する市町村との連携の確保

市は、市町村の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町村と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(3) 避難行動要支援者への配慮

市は、避難住民の誘導に当たっては、自然災害時への対応として作成している避難行動要支援者名簿を活用しつつ、避難行動要支援者の避難対策を講じる。

その際、避難誘導時において、「避難行動要支援者支援班」を迅速に設置できるような職員の配置に留意する。

※【避難行動要支援者名簿について】

武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、高齢者、障害者等の避難行動要支援者への配慮が重要であるが、平素から、自然災害時における取組として行われる避難行動要支援者名簿を活用することが重要である（「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月）参照）。

避難行動要支援者名簿は、災害対策基本法第49条の10において作成を義務付けられており、避難行動要支援者の氏名や生年月日、住所、避難支援等を必要とする事由等を記載又は記録するものとされている。

また、災害発生時に避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつけるため、市は避難行動要支援者の名簿情報について、地域防災計画に定めるところにより、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等の実施に携わる関係者（避難支援等関係者）に提供することが求められている。

(4) 民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性に鑑み、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

(5) 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、学校、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、学校、事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

2 避難実施要領のパターンの作成

市は、関係機関（教育委員会など市の各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、季節の別（特に冬期間の避難方法）、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況、並びに要配慮者の避難方法等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

3 救援に関する基本的事項

(1) 県との調整

市は、県から救援の一部の事務を市において行うこととされた場合や市が県の行う救援を補助する場合に鑑みて、市の行う救援の活動内容や県との役割分担等について、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、あらかじめ県と調整しておく。

(2) 基礎的資料の準備等

市は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

4 避難施設の指定への協力

市は、県が行う避難施設の指定に際しては、施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報を提供するなど県に協力する。

市は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共

有するとともに、県と連携して市民等に周知する。

5 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

市は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、県が保有する市の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">○ 輸送力に関する情報<ul style="list-style-type: none">① 保有車輛等(鉄道、定期・路線・観光バス、船舶等)の数、定員② 本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法 など○ 輸送施設に関する情報<ul style="list-style-type: none">① 道路 (路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など)② 鉄道 (路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など)③ 港湾 (港湾名、係留施設数、管理者の連絡先など) |
|--|

(2) 運送経路の把握等

市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する本市の区域に係る運送経路の情報を共有する。

第7章 医療救護体制の整備

市は、平素から緊密な協力体制を構築し、武力攻撃災害の状況に応じた適切な医療（助産を含む。）救護を行うための体制を、あらかじめ構築する。

1 医療救護体制の確立

(1) 医療救護体制の確立

市は、武力攻撃災害から市民等の生命、健康を守るため、県、関係機関及び医療関係団体と協力し、地域の実情にあわせた医療救護体制の整備を行う。

(2) 救護所の設置準備

① 救護所における活動

救護所においては、初期救急医療としてトリアージ（治療の優先順位による患者の振り分け）を伴う医療救護活動を実施する。

② 救護所設置予定施設の指定

市は、県が避難施設に指定した学校等の中から、保健室等、救護所として使用可能な施設の内容を検討のうえ、救護所設置予定施設をあらかじめ指定し、市民等に周知する。

③ 救護所設置予定施設の点検

市は、武力攻撃災害が発生した場合、直ちに救護所が設置され医療救護活動が円滑に開始できるよう、平常時から救護所設置予定施設の設備等の点検を行う。

また、積雪期における雪降ろし、除雪等の雪対策にも留意する。

2 医療資器材等の確保

市は、市地域防災計画に定められた措置に準じた措置を講じ、医療資器材等の確保等を実施する。

第8章 要配慮者の支援体制の充実

要配慮者は、武力攻撃災害の認識や情報の受理、自力避難等が困難な状況にあるため、市は、県、関係機関及び社会福祉施設等と連携のうえ、地域社会で要配慮者を支援する体制づくりの推進に努め、武力攻撃災害発生時における要配慮者の安全確保を図る。

1 要配慮者への配慮

(1) 地域コミュニティの役割

武力攻撃事態等における要配慮者への情報伝達、避難誘導等に関しては、近隣住民の果たす役割が特に大きいことに留意し、市は、県、民生委員、地域の自主防災組織及び町内会等と協力し、要配慮者と近隣住民の共助意識の向上に努める。

(2) 情報伝達・避難誘導

市は、県が行う要配慮者からの情報伝達機器としての緊急通報システムの整備、救急ホイッスル・シグナル発信機等の給付、外出中の要配慮者の避難を容易とする避難場所への誘導標識等の設置に協力する。

(3) 要配慮者のための啓発・訓練

市は、県が行うパンフレットの配布等による国民保護措置に関する知識の普及や要配慮者の避難等を組み入れた訓練の実施などによる要配慮者のための国民保護措置に関する啓発及び訓練に協力する。

(4) 防災資機材等の整備

市は、県が行う武力攻撃災害時に備えた移動用の担架やヘルメット、常備薬・貴重品等を入れるための緊急避難セット等の防災資機材等の整備に協力する。

(5) 市の体制整備

市は、災害発生時に在宅の高齢者・障害者等の安否情報の収集、ケア等を一元的に実施する組織として、避難行動要支援者支援班等の設置に努める。

2 社会福祉施設等における安全確保対策

市は、県と連携し、武力攻撃災害時における緊急入所に備えるため、施設間のネットワーク形成に努める。

3 園児、児童及び生徒への配慮

市は、県と連携し、園児、児童及び生徒の安全を確保するため、学校等の管理者に対し、武力攻撃災害発生に備えた対策及び応急対策を盛り込んだ計画を策定するよう、指導、助言に努める。

第2編 平素からの備えや予防

第9章 生活関連等施設の把握等

第9章 生活関連等施設の把握等

市は、武力攻撃事態等に備え、国民生活に関連を有する下記の施設等について、県を通じて把握するとともに、県との連絡体制を整備する。

市は、市内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡体制を整備する。

また、市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

【生活関連等施設の種類及び所管省庁、所管県担当部局】

国民保護法施行令	各号	施設の種類	所管省庁名	所管県担当部局
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省	
	2号	ガス工作物	経済産業省	
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省	
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省	
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省	
	6号	放送用無線設備	総務省	
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省	
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省	
	9号	ダム	国土交通省 農林水産省	
第28条	1号	危険物	総務省消防庁	防災局
	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省	福祉保健部
	3号	火薬類	経済産業省	防災局
	4号	高圧ガス	経済産業省	防災局
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会	
	6号	核原料物質	原子力規制委員会	
	7号	放射性同位元素 （汚染物質を含む。）	原子力規制委員会	
	8号	毒劇薬（医療品医療機器等法）	厚生労働省 農林水産省	福祉保健部 農林水産部
	9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省	
	10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）	
	11号	毒性物質	経済産業省	

※組織改編があった場合は、別に定める。

第10章 市が管理する公共施設等における警戒

市が管理する公共施設等については、テロ等の発生に備えた警戒等の措置を講ずる必要があるため、施設管理者である市として、以下のとおり、予防対策について定める。

市は、その管理する公共施設、大規模集客施設等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、県警察との連携を図り、警戒等の措置を実施する。

第11章 物資及び資材の備蓄等

武力攻撃等の発生に備え、市が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。なお、備蓄等に当たっては、男女のニーズの違いにも留意する。

1 物資及び資材の備蓄、整備

(1) 防災のための備蓄との関係

市民等の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は特に地下に所在する避難施設などで、防災のための備蓄が整備されていない施設については、近隣の避難施設から必要な物資及び資材を輸送し、活用を行うことを含め、調達体制を整備する。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、市としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

(3) 県との連携

市は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町村等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

市は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

(2) ライフライン施設の機能の確保

市は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を講じつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

第12章 豪雪地域の体制整備

積雪期の武力攻撃事態等においては、武力攻撃災害が雪害と重なり、より大きな被害を地域に及ぼすとともに、住民の避難を行ううえでも大きな支障となることが予想される。

このため、市は、除排雪体制の強化、緊急活動体制の整備等総合的な雪対策を推進することにより、積雪期の武力攻撃災害の軽減を図る。

1 除排雪体制・施設整備等の推進

市は、積雪期の武力攻撃事態等に備え、一般国道、県道、高速自動車道の各道路管理者との緊密な連携のもとに除排雪を強力に推進し、除雪区間の延伸と除雪水準の向上を図るため、除雪機械の増強に努める。

また、市は、国、県と連携のうえ、雪崩等による交通遮断を防止するため、スノーシールド、雪崩予防柵等の道路防雪施設の整備に努める。

2 緊急活動体制の整備

市は、国、県の道路管理者等と相互に協議のうえ、初動活動に必要な冬期緊急道路確保路線網の図を策定するとともに、雪上交通手段の確保、通信手段の確保、避難所体制の整備、積雪期用資機材の備蓄等、積雪期の武力攻撃災害に備えた緊急活動体制の整備に努める。

3 総合的な雪対策の推進

積雪期における武力攻撃災害を最小限化するためには、除排雪体制の整備をはじめとした雪対策の総合的、長期的推進を図り、平素から雪に強いまちづくりを心がける必要がある。

このため、市は、「新潟県雪対策基本計画」に基づき県、関係機関と相互に協力し、より実効性のある雪対策の確立と雪による障害の解消に努める。

第13章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、市民等が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において市民等がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法

市は、国及び県と連携しつつ、市民等に対し、市政だより、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、市民等向けの研修会、講演会等を実施する。

また、高齢者、障害者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。その際、防災の取組みを含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する市民等への浸透を図る。

(2) 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織も活用しながら市民等への啓発を行う。

(3) 学校における教育

市教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、市立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

2 市民等がとるべき行動等に関する啓発

市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等を見つけた場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して市民等への周知を図る。

また、市は、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに市民等がとるべき対処についても、国が作成する各種資料（内閣官房作成の「武力攻撃やテロなどから身を守るために」など）を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、市民等に対し周知するよう努める。

また、市は、日本赤十字社新潟県支部、県、市消防本部などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。

第3編 武力攻撃事態等への対処

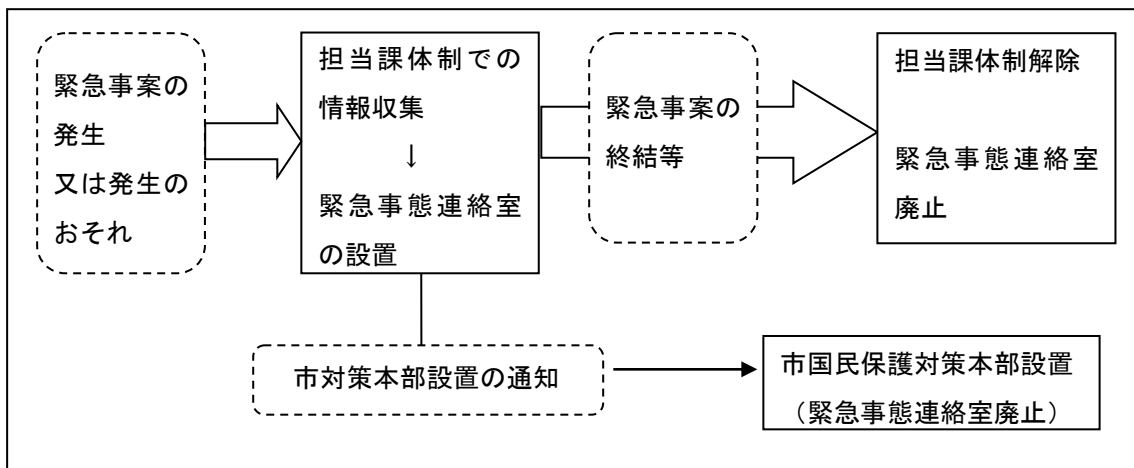
第1章 初動連絡体制の整備

多数の死傷者の発生や、建造物の破壊等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、市は、武力攻撃事態等や緊急対処事態の認定が行われる前の段階においても、市民等の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

また、他の市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。

このため、このような事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性を考え合わせ、市の初動体制について、以下のとおり定める。

【初動体制フロー図】



1 緊急事態連絡室等の設置

(1) 担当課体制における初動措置

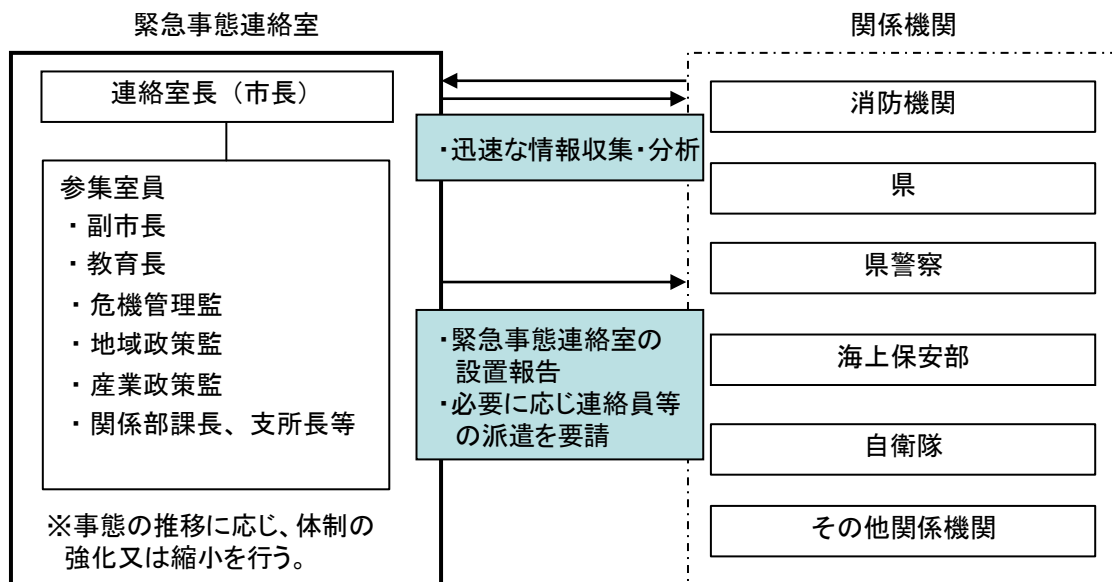
市は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるとの情報を入手した場合や、発生原因が武力攻撃等によるものか事故災害によるものか確認できない事案が発生した場合など、情報収集等を行う必要があると認められるときは、第2編第1章2で定める参集基準に従い、担当課の職員を速やかに登庁させ、当該事案に関する必要な情報の収集等を行うとともに、関係機関と緊密な情報の共有を行う。

(2) 緊急事態連絡室の設置

市長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した

場合においては、速やかに、県及び県警察に連絡を行うとともに、市としての的確かつ迅速に対処するため、「緊急事態連絡室」を速やかに設置する。「緊急事態連絡室」は、事案発生時の対処に不可欠な少人数の要員により構成する。

【市緊急事態連絡室の構成等】



※ 市民等からの通報、県からの連絡その他の情報により、市職員が当該事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を市長及び幹部職員等に報告するものとする。
消防本部においても、通報を受けた場合の情報伝達の体制を確立するものとする。

「緊急事態連絡室」は、消防機関及び消防機関以外の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、緊急事態連絡室を設置した旨について、県に連絡を行う。

この場合、緊急事態連絡室は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における消防機関との通信を確保する。

(3) 初動措置の確保

市は、「緊急事態連絡室」において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。

また、市長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。

市は、警察官職務執行法に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑に行われるよう緊密な連携を図る。

また、政府による事態認定がなされ、市に対し、市対策本部の設置の指定がない場合においては、市長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の指定の要請などの措置等を行う。

(4) 関係機関への支援の要請

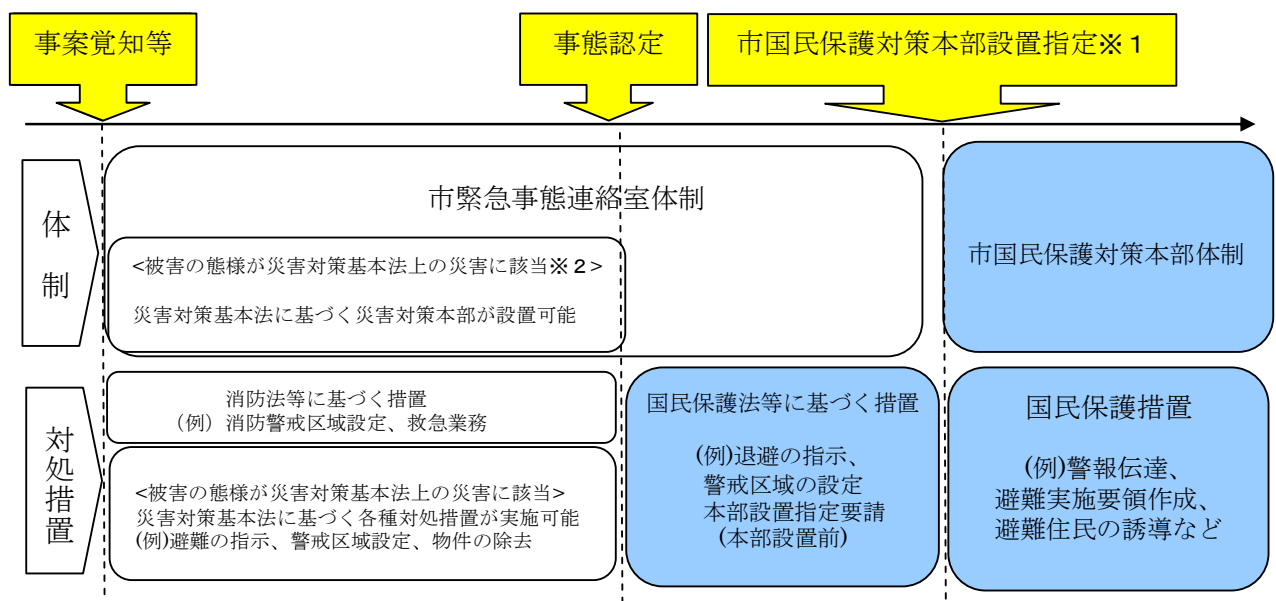
市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町村等に対し支援を要請する。

(5) 市対策本部への移行

「緊急事態連絡室」を設置した後に政府において事態認定が行われ、市に対し、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合については、直ちに市対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、「緊急事態連絡室」は廃止する。

この場合において、市対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく措置が講じられている場合には、必要な調整を行なう。

【災害対策基本法との関係について】



※1 事態認定と本部設置指定は同時の場合も多いと思われるが、事態に応じて追加で本部設置指定する場合は、事態認定と本部設置指定のタイミングがずれることになる。
 ※2 災害対策基本法上の災害とは、自然災害のほか、大規模な火災・爆発、放射性物質の大量放出、船舶等の事故等とされている。

第2章 市対策本部の設置等

市対策本部を迅速に設置するため、その手順や組織、機能等について、以下のとおり定める。

1 市対策本部の設置

(1) 市対策本部の設置の手順

市対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

① 市対策本部を設置すべき市の指定の通知

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び県知事を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。

② 市長による市対策本部の設置

指定の通知を受けた市長は、直ちに市対策本部を設置する（事前に緊急事態連絡室を設置していた場合は、市対策本部に切り替える。）

③ 市対策本部員及び本部事務局員の参集

市対策本部担当者は、本部員及び本部事務局員に対し、一斉参集システム等の連絡網を活用し、参集するよう連絡する。

※ 一斉参集システム

大規模災害発生時等において、災害種別、規模等を選択することにより、事前に設定した職員（携帯電話等）に対して参集のための災害発生の通知を行うシステム

④ 市対策本部の開設

市対策本部担当者は、市役所本庁4階災害対策本部会議室に市対策本部を開設するとともに、各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する。

市長は、市対策本部を設置したときは、市議会や防災関係機関にその旨を連絡する。

⑤ 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

⑥ 本部の代替機能の確保

市は、庁舎が被災した場合等市対策本部を市庁舎内に設置できない場合に備え、以下のとおりその予備施設を指定する。

なお、事態の状況に応じ、市長の判断により下記の順位を変更することを妨げるものではない。

第1順位 消防本部庁舎

また、市区域外への避難が必要で、市の区域内に市対策本部を設置することができない場合には、県知事と設置場所について協議を行う。

(2) 市対策本部を設置すべき市の指定の要請等

市長は、市対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、市にお

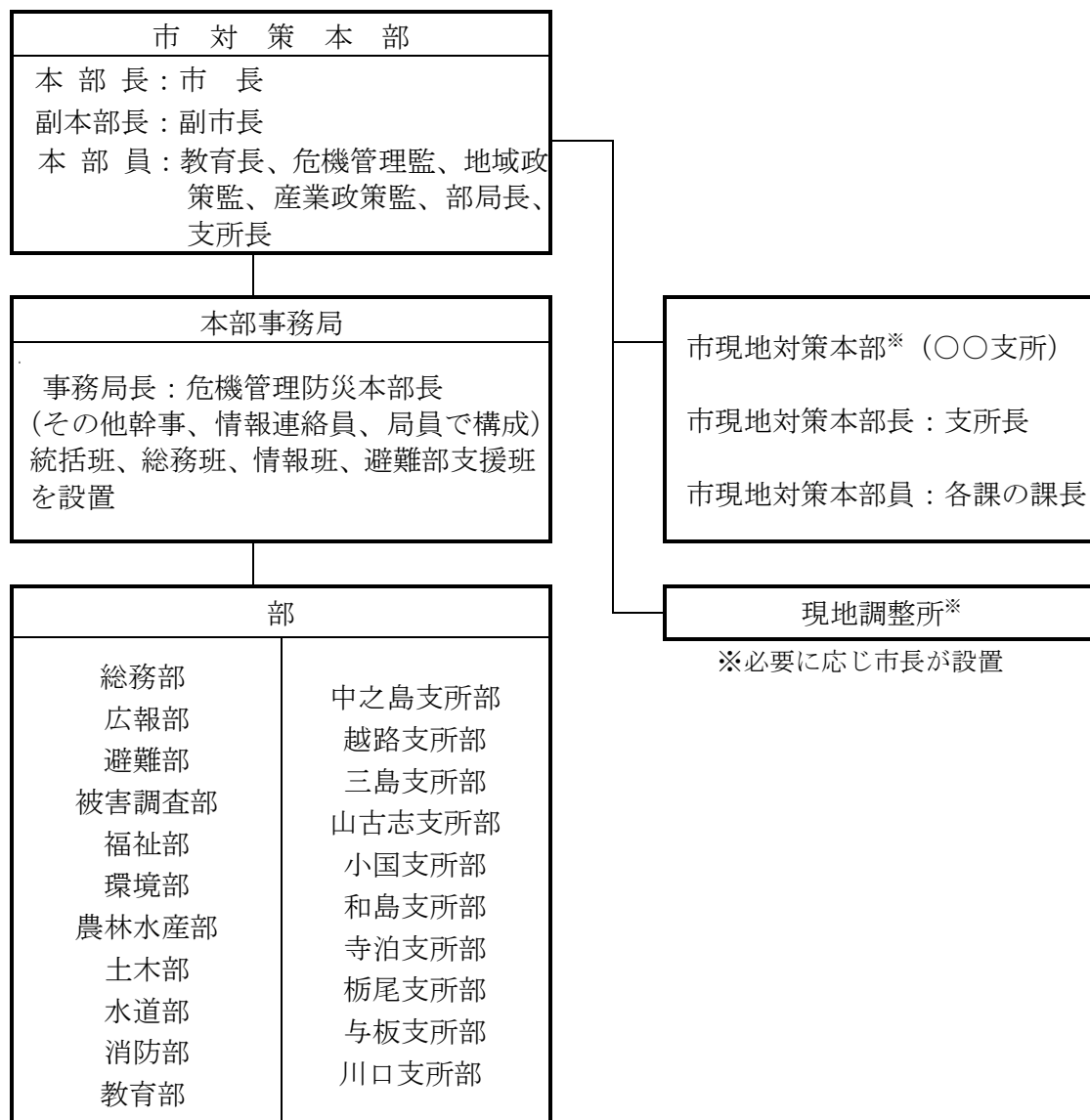
ける国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、県知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

2 市対策本部の組織及び分掌事務

(1) 市対策本部の組織

市対策本部の組織構成及び各組織の機能は以下のとおりとする。

【市対策本部の組織構成】



(2) 事務分掌 ※組織改編があった場合は、別に定める。

① 市対策本部

市対策本部	本部長：市長 副本部長：副市長 本部員：教育長 危機管理監 地域政策監 産業政策監 地方創生推進部長 DX推進部長 総務部長 財務部長 危機管理防災本部長 原子力安全対策室長 地域振興戦略部長 市民協働推進部長 福祉保健部長 環境部長 商工部長 観光・交流部長 農林水産部長 都市整備部長 中心市街地整備室長 土木部長 支所長 会計管理者 水道局長 消防長 教育部長 子ども未来部長 議会事務局長
-------	--

【所掌事務】

- ・市の区域に係る国民の保護のための措置の総合的な推進に関する事務

② 本部事務局

本部事務局	局長：危機管理防災本部長 幹事：危機管理防災本部長が指定する危機管理防災本部職員、調整担当課長（各部1名）（兼務） 情報連絡員：各本部員が所属職員の中からあらかじめ指名した職員（各部1名）（兼務） 局員：危機管理防災本部職員、消防本部職員及び関係課職員のうちから局長があらかじめ指名した職員
-------	--

【所掌事務】

- ・統括班
 - 職員動員指示連絡、調整
 - 市対策本部会議の運営
 - 警報の伝達、避難の指示の伝達等
 - 避難実施要領の策定
 - 退避の指示、警戒区域の設定
 - その他重要な意思決定
- ・総務班
 - 関係機関(国、県、市町村、自衛隊等)との連絡調整
 - 市対策本部会議の準備
 - 応急対策の調整
 - 通知、通達文、連絡文書等の整理、関係部局への伝達
 - 国民保護法及び関連法等の関連事務調整
 - 自衛隊その他の関係機関に対する派遣要請、派遣要請受入れ
 - 市対策本部の活動状況や本部会議資料及び会議結果の作成
- ・情報班
 - 武力攻撃災害の被災状況等の収集整理

第3編 武力攻撃事態等への対処

第2章 市対策本部の設置等

- 消防機関からの被災情報、道路状況、気象状況、生活関連情報等の収集整理
- 各部局・各支所の情報伝達、応急対策実施状況の把握
- 防災関係機関の被害状況、応急対策状況等の把握
- 避難や救援の実施状況等の把握
- 町内会長等との間の情報収集・伝達
- 防災行政無線運用、FM緊急割り込み放送その他通信回線、機器の確保
- ホームページ、SNSによる情報発信
- 被害状況の資料整理
- 災害対応経過記録作成
- 市民、報道機関等対応・情報提供
- ・避難部支援班
 - 避難所の開設・閉鎖に係る調整
 - 必要物資の把握等、避難所運営支援

③ 部

部	武力攻撃事態等における業務
各部共通事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の利用者の安全確保に関する事 2 所管施設の避難所開設運営の協力に関する事 3 所管業務に係る被害調査、報告及び応急対策、応急復旧に関する事
総務部	<ol style="list-style-type: none"> 1 従事職員の健康管理等に関する事 2 情報提供（報道機関への情報提供、臨時広報等）に関する事 3 国民保護対策に係る財政措置に関する事 4 国民保護対策に必要な市有施設の管理に関する事 5 応急活動に必要な車両及び車両用燃料の確保及び管理に関する事 6 非常通信体制（臨時・仮設電話の維持管理、災害時優先電話の確保）に関する事 7 国民の権利利益の救済に関する手続等の整備に関する事 8 安否情報の収集・提供に関する事 9 行方不明者の届出の受理に関する事 10 遺体の処置、埋葬及び火葬に関する事 11 外国人への情報提供など支援に関する事 12 生活必需品の調達、配給に関する事 13 救援物資などの配分及び供給に関する事 14 他市町村などからの救援物資などの調整供給に関する事 15 公共交通機関との連絡調整に関する事
広報部	<ol style="list-style-type: none"> 1 情報提供（報道機関への情報提供、臨時広報等）に関する事 2 議会との連絡調整に関する事

避難部	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所の開閉設及び運営に関する事 2 避難所への支援物資の調達・輸送調整等に関する事
被害調査部	<ol style="list-style-type: none"> 1 被害調査、被災者に対する市税の減免等に関する事 2 被災住宅の応急修理等に関する事 3 応急仮設住宅の建設及び管理に関する事
福祉部	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者の医療、助産、救護に関する事 2 医療機関の連絡調整に関する事 3 県日赤物資などの調達、医薬品、衛生材料等の確保に関する事 4 災害救援ボランティアとの連絡調整に関する事 5 要配慮者支援に関する事（高齢者、障害者等） 6 福祉関係施設等への連絡、情報提供に関する事 7 保健衛生、防疫対策に関する事 8 福祉避難所の開設と運営の統括に関する事
環境部	<ol style="list-style-type: none"> 1 廃棄物処理の緊急対策に関する事 2 し尿処理の緊急対策に関する事 3 仮設トイレの設置及び管理に関する事 4 大気汚染、水質汚濁等環境汚染の緊急調査に関する事 5 動物保護、死亡畜獣に関する事
農林水産部	<ol style="list-style-type: none"> 1 農林水産業施設被害調査に関する事 2 農地、農林水産業施設の応急復旧に関する事
土木部	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急復旧用建設資機材の調達に関する事 2 道路の障害物除去及び通行確保に関する事 3 道路、橋りょう、河川、下水道、公園等の応急対策に関する事 4 港湾等の応急対策に関する事
水道部	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急給水の実施に関する事 2 水道施設の応急復旧に関する事
消防部	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難、誘導に関する事 2 救助、救急活動に関する事 3 火災等の警戒、防御活動等消防活動に関する事 4 行方不明者の捜索等に関する事
教育部	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童生徒の避難誘導、安全確保に関する事 2 各学校などの教育施設との連絡調整に関する事 3 学校施設等の応急復旧に関する事 4 文化財等の修復に関する事 5 要配慮者支援に関する事（妊産婦、乳幼児）
各支所部	<ol style="list-style-type: none"> 1 上記各部業務に対応する支所に関する事

※部長・副部長及び所属部課は、地域防災計画に定める組織に準ずる。

(3) 市対策本部における広報等

市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、市民等に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、市対策本部における広報広聴体制を整備

する。

(4) 市現地対策本部の設置

市長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置する。

市現地対策本部長や市現地対策本部員は、市対策副本部長、市対策本部員その他の職員のうちから市対策本部長が指名する者をもって充てる。

(5) 現地調整所の設置

市長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における現地関係機関（県、消防機関、県警察、海上保安部、自衛隊、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、（又は現地関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、）関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

【現地調整所の留意点】

- ・各機関の機能や能力（人員、装備等）に応じて、消火、救助、救急、交通の規制、汚染原因物質の除去などの活動が効果的に行われるよう調整する。
- ・各機関の連携体制を構築する。
- ・相互の情報により、必要な警戒区域を設定する。
- ・情報共有するもののうち、特に活動する隊員の安全に関する情報は、常に最新のものとなるよう努める。

(6) 市対策本部長の権限

市対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

① 市の区域内の国民保護措置に関する総合調整

市対策本部長は、市の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

② 県対策本部長に対する総合調整の要請

市対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。

また、市対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

③ 情報の提供の求め

市対策本部長は、県対策本部長に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

④ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

市対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

⑤ 市教育委員会に対する措置の実施の求め

市対策本部長は、市教育委員会に対し、市の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(7) 市対策本部の廃止

市長は、内閣総理大臣から総務大臣（消防庁）及び県知事を経由して、市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。

第3章 関係機関の相互協力体制

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国・県の対策本部との連携

(1) 国・県の対策本部との連携

市は、県の対策本部及び、県を通じ国の事態対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

(2) 国・県の現地対策本部との連携

市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。

また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

また、国の現地事態対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努める。

(3) 武力攻撃事態等合同対策協議会への参加

市は、国の現地事態対策本部が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合は、当該協議会に参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努める。

2 県知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

(1) 県知事等への措置要請

市は、市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、県知事その他県の執行機関（以下「県知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 県知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請の求め

市は、市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、県知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

(3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関

係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、県知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。また、通信の途絶等により県知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて当該区域を担当区域とする新潟地方協力本部長又は市の協議会委員たる隊員を通じて、陸上自衛隊にあつては当該区域を担当区域とする方面総監、海上自衛隊にあつては当該区域を警備区域とする地方総監、航空自衛隊にあつては当該区域を担当区域とする航空方面隊司令官等を介し、防衛大臣に連絡する。

市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第78条）及び県知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条））により出動した部隊とも、市対策本部及び現地調整所において緊密な連携を図る。

4 他の市町村長等への応援の要求、事務の委託

(1) 他の市町村長等への応援の要求

- ① 市長等は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町村長等に対して応援を求める。
- ② 応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

(2) 県への応援の要求

市長等は、必要があると認めるときは、県知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

(3) 事務の一部の委託

- ① 市が、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。
 - ・委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
 - ・委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項
- ② 市は、他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに議会に報告する。

5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。

また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

市は、前記の要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。

また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して総務大臣に対し、前記の職員の派遣について、あっせんを求める。

6 市の行う応援等

(1) 他の市町村に対して行う応援等

① 市は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

② 他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を議会に報告するとともに、市は公示を行い、県に届け出る。

(2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

市は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

7 自主防災組織等に対する支援等

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や町内会長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

(2) ボランティア活動への支援等

市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、市民等からのボランティア活動の希望の適否を判断する。

また、市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、ボランティアセンター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

(3) 民間からの救援物資の受入れ

市は、県や関係機関等と連携し、企業等からの救援物資についての受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制整備を図る。

8 市民等への協力要請

市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、市民等に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

- 避難住民の誘導
- 避難住民等の救援
- 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- 保健衛生の確保

第4章 武力攻撃事態等における通信の確保

市は、武力攻撃事態等において、関係機関等と連携して国民保護措置を的確かつ迅速に実施するための通信の確保について、必要な事項を以下のとおり定める。

1 情報通信手段の確保

市は、緊急情報ネットワークシステム（E m - N e t）、全国瞬時警報システム（J - A L E R T）等の活用、携帯電話、衛星携帯電話、移動系市防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、総合行政ネットワーク（L G W A N）、同報系防災行政無線、地域防災行政無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

2 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。
また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

3 通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生じる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

第5章 警報・避難指示の伝達

市は、武力攻撃事態等において、市民等の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報・避難指示の伝達及び通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 警報の内容の伝達等

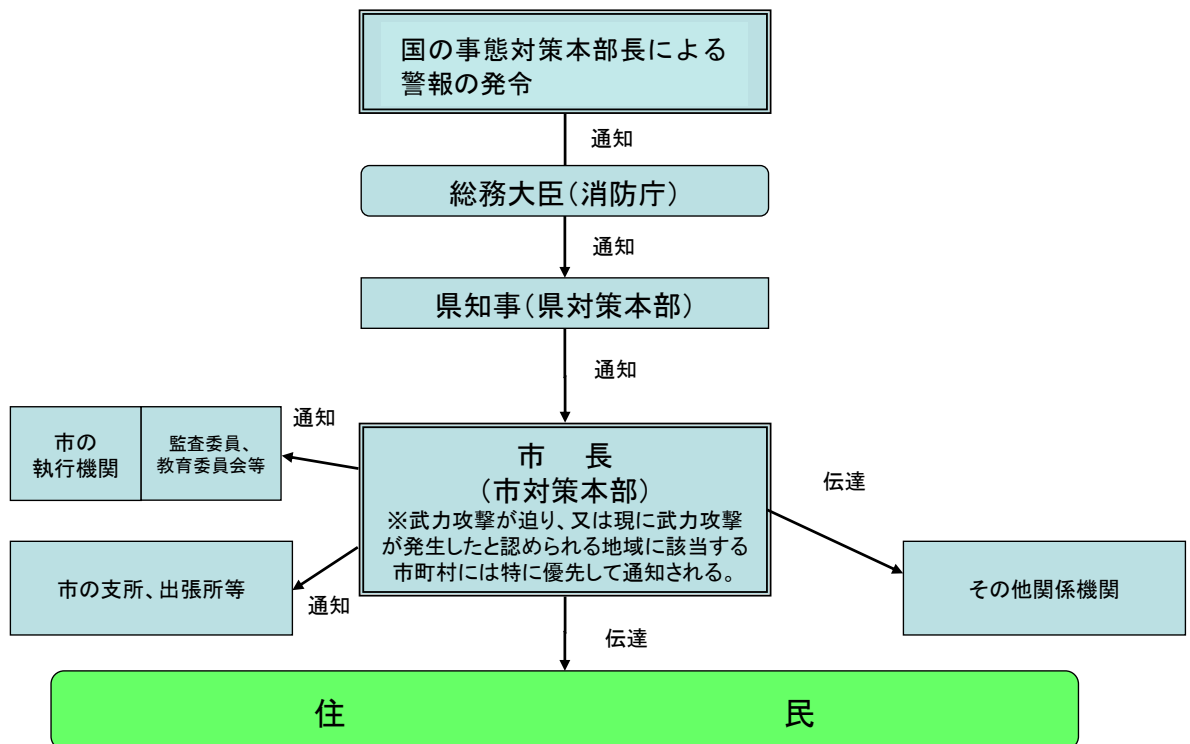
(1) 警報の内容の伝達

市長は、県知事から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに市民等及び関係のある公私の団体（消防団、自主防災組織、町内会、社会福祉協議会、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、商工会議所、商工会、青年会議所、病院、学校など）に警報の内容を伝達する。

(2) 警報の内容の通知

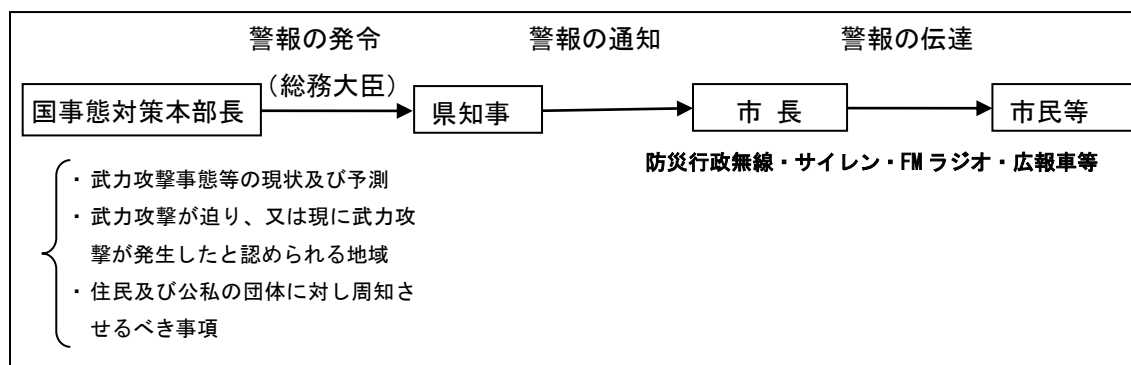
- ① 市長は、他の執行機関その他の関係機関（教育委員会、市立診療所、保育園など）に対し、警報の内容を通知する。
- ② 市長は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページに警報の内容を掲載する。

【警報の通知・伝達の仕組み】



※市長は、ホームページに警報の内容を掲載
※警報の伝達に当たっては、防災行政無線のほか拡声器を活用することなどにより行う。

【警報の伝達チャート】



2 警報の内容の伝達方法

(1) 警報の内容の伝達方法

警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム（Em-net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等を活用し、地方公共団体に伝達される。市長は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）と連携している情報伝達手段等により、原則として以下の要領により情報を伝達する。

- ① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合

この場合においては、原則として、既存の同報系防災行政無線、サイレン、緊急告知FMラジオ、ホームページ、SNS、緊急速報メール、広報車等の多様な伝達手段を駆使しながら市民等に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

- ② 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合

この場合においては、サイレンは使用せず、既存の同報系防災行政無線、FMラジオ、広報車、市のホームページ等への掲載をはじめとする多様な伝達手段により、周知を図る。

また、消防団や自主防災組織による伝達、町内会等への協力依頼なども自然災害時と同様、積極的に活用する。

※全国瞬時警報システム（J-ALERT）によって情報が伝達されなかった場合には、緊急情報ネットワークシステム（Em-net）によって伝達された情報をホームページ等に掲載する等により、周知を図る。

(2) 他機関との連携

市長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。

この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による

伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを生かし、自主防災組織、町内会や避難行動要支援者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を生かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。

また、市は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。また、必要に応じ海上保安部との緊密な連携を図る。

(3) 避難行動要支援者への配慮

警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、避難行動要支援者について、避難行動要支援者名簿に基づき、避難行動要支援者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

(4) 警報の解除の伝達

警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする。（その他は警報の発令の場合と同様とする。）

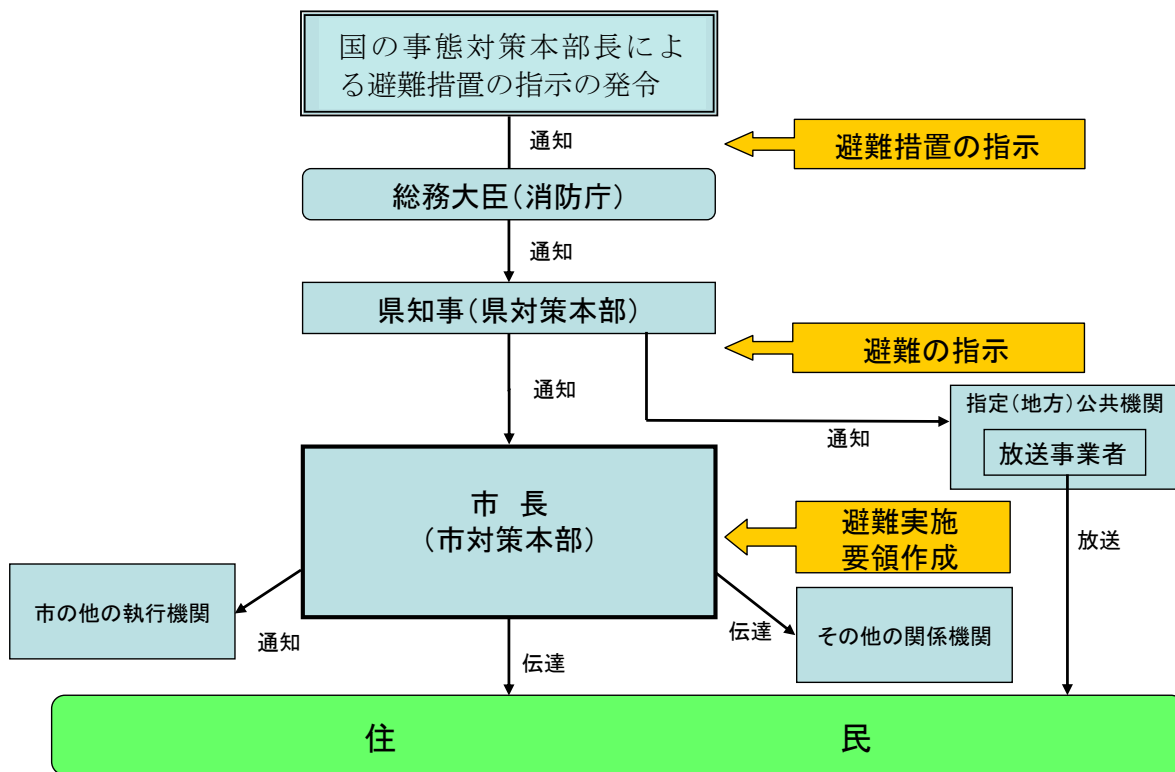
3 緊急通報の伝達及び通知

県知事から発令される緊急通報の市民等や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

4 避難の指示の通知・伝達

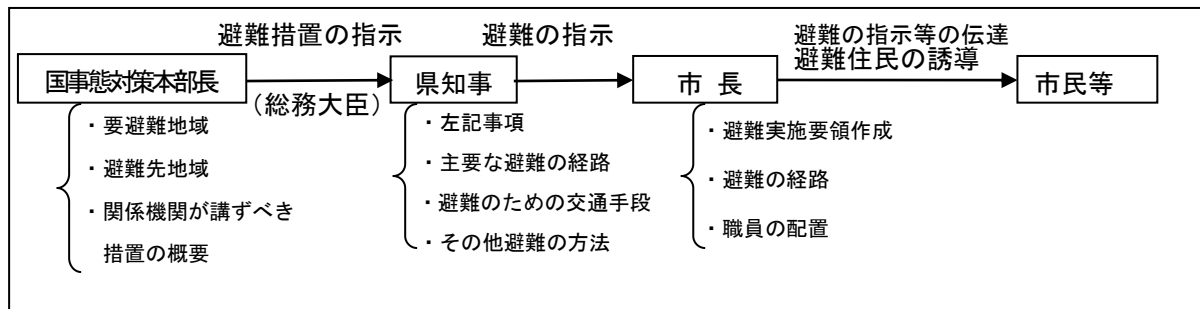
- ① 市長は、県知事が迅速かつ的確に避難の指示を行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。
- ② 市長は、県知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、市民等に対して迅速に伝達する。

【避難の指示の流れ】



※市長は、避難の指示受信後、速やかに避難実施要領を作成し、上記と同様に通知・伝達を行う。

【避難指示の伝達チャート】



第6章 避難の実施

市は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。市が住民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難住民の誘導等について、以下のとおり定める。

1 事態に応じた避難の類型と対処

住民の避難は、武力攻撃事態等の態様や事態の推移、時間的余裕、さらには武力攻撃災害の状況等に応じ、危険地域から屋内などへの一時避難、市内の避難施設への避難、より広域的な避難など、多様な形態があり得る。

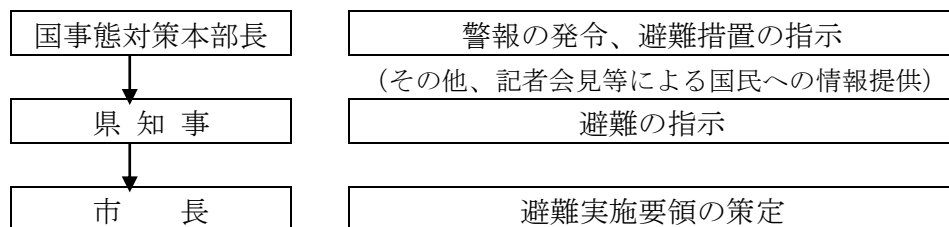
実際には、武力攻撃事態等の状況を総合的に勘案のうえ、最も適切な方法により避難を実施することとなるが、その類型を武力攻撃事態等の類型に応じて示すとすれば、以下の対処が想定される。

(1) 弾道ミサイルによる攻撃の場合

- ① 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。
(実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ、近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難することとなる。)
- ② 以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個々人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。

(弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ)

- ア 国事態対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示



- イ 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、国事態対策本部長がその都度警報を発令

※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、また、弾道ミ

サイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。このため、市は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動を取ることができるよう、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、すべての市町村に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。

また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。

(2) ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

- ① ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、国事態対策本部長の避難措置の指示及び県知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本である。

なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。

- ② その際、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊、海上保安部及び県警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。
 - ③ 以上から、避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づいた確かな措置を実施できるよう、現地調整所を設けて活動調整に当たることとする。
- 避難するに比較的時間的余裕がある場合の対応
「一時避難場所までの移動」～「一時避難場所からのバス等の運送手段を用いた移動」といった手順が一般には考えられる。
 - 昼間の都市部において突発的に事案が発生した場合の対応
当初の段階では、個々人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、県警察、消防機関、海上保安部、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を決定することとなる。

特にこの場合、初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ない

ことから、平素から、住民が緊急時にいかに対応すべきかについて問題意識を持ってもらうことが必要である。

※ グリラ・特殊部隊による攻撃については、相手の攻撃の意図や目的により、攻撃の態様も様々であるが、少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器も限定され、被害の範囲も一般には狭い範囲に限定される。

特に、最小限の攻撃で最大の心理的又は物理的効果を生じさせることが考えられることから、都市部の政治経済の中核、原子力関連施設、危険物質等の取扱所などは、攻撃を受ける可能性が一般に高く、注意が必要である。

(3) 着上陸侵攻の場合

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待って対応することが必要となる。

このため、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本として、かかる事態を想定した具体的な対応を定めておくことが困難であることから、平素から、国の具体的な指示を踏まえて迅速な対応がとれるよう、必要な体制の整備に努める。

(4) NBC攻撃の場合

国事態対策本部長による攻撃の特性に応じた避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、避難誘導する者に防護服を着用させる等安全を図るための措置を講じることや風下方向を避ける等、攻撃の特性に応じて避難を行う。

2 避難実施要領の策定

(1) 避難実施要領の策定

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。

なお、積雪期においては、避難の経路や交通手段が限定されることや移動に長時間を要することなどから、避難実施要領の策定に当たっては、道路状況の把握や移動における時間的余裕の確保に十分配慮するものとする。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

【避難実施要領に定める事項（法定事項）】

- ・避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ・その他避難の実施に関し必要な事項

(2) 避難実施要領の項目及び作成の際の主な留意事項

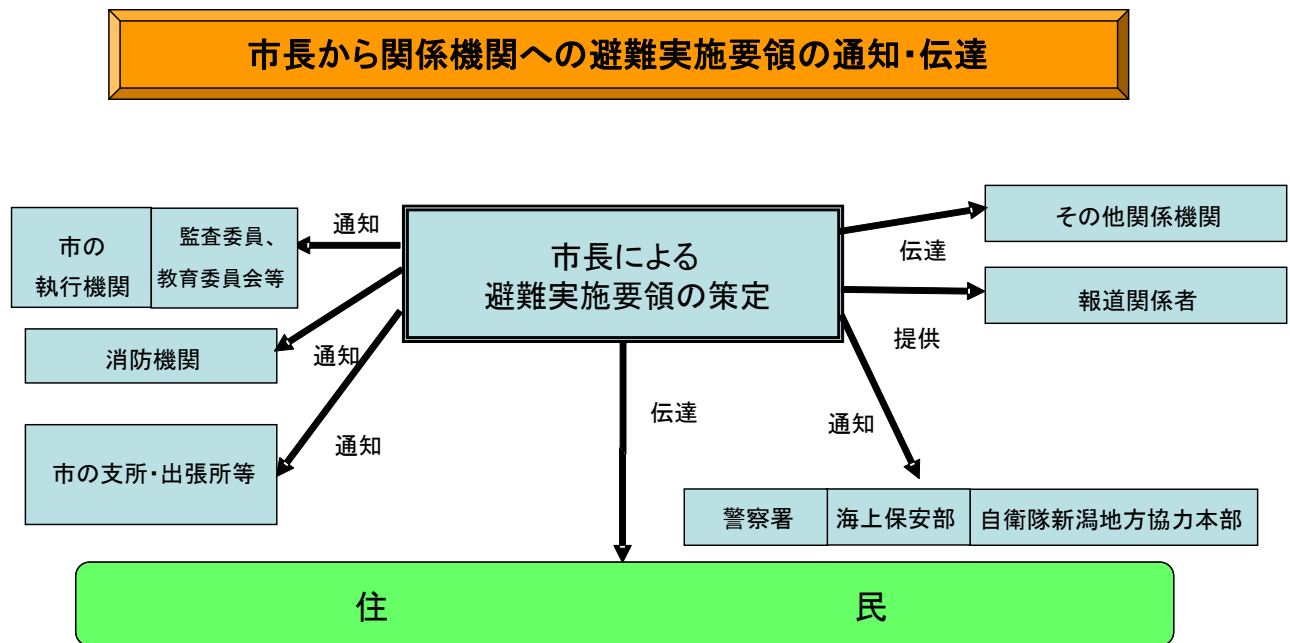
- ① 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位
避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、町内会、事務所等、地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載する。
- ② 避難先
避難先の住所及び施設名を可能な限り具体的に記載する。
- ③ 一時集合場所及び集合方法
避難住民の誘導や運送の拠点となるような、一時集合場所等の住所及び場所名を可能な限り具体的に明示するとともに、集合場所への交通手段を記載する。
- ④ 集合時間
避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間を可能な限り具体的に記載する。
- ⑤ 集合に当たっての留意事項
集合後の町内会内や近隣住民間での安否確認、要配慮者への配慮事項等、集合に当たっての避難住民の留意すべき事項を記載する。
- ⑥ 避難の手段及び避難の経路
集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時間及び避難経路等、避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載する。
- ⑦ 市職員、消防職団員の配置等
避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、市職員、消防職団員の配置及び担当業務を明示するとともに、その連絡先を記載する。
- ⑧ 避難行動要支援者の避難方法の決定
避難行動要支援者名簿を活用するほか、避難行動要支援者支援班の設置等を行う。
- ⑨ 要避難地域における残留者の確認
要避難地域に残留者が出ないように、残留者の確認方法を記載する。
- ⑩ 避難誘導中の食料等の支援
避難誘導中に避難住民へ、食料、水、医療、情報等を的確かつ迅速に提供できるように、それら支援内容を記載する。
- ⑪ 避難住民の携行品、服装
避難住民の誘導を円滑に実施できるような必要最低限の携行品、服装について記載する。
- ⑫ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

問題が発生した際の緊急連絡先を記述する。

(3) 避難実施要領の内容の伝達等

市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、市民等及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、市民等に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に関係する情報を的確に伝達するように努める。

また、市長は、直ちに、その内容を市の他の執行機関及び消防長、市の区域を管轄する警察署長、海上保安部長及び自衛隊新潟地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。さらに、市長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。



3 避難住民の誘導

(1) 市長による避難住民の誘導

市長は、避難実施要領で定めるところにより、市の職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、町内会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。

また、職員には、市民等に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど市民等の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

(2) 消防機関の活動

消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、避難行動要支援者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、町内会、自主防災組織等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、避難行動要支援者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを生かした活動を行う。

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長、海上保安部長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官、海上保安官又は自衛官（以下、「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、市長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

(4) 自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導に当たっては、町内会や自主防災組織等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

市長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

市長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(6) 大規模集客施設等における避難

市は、大規模集客施設や旅客運送関連施設の施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとる。

(7) 高齢者、障害者等への配慮

市長は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、避難行動要支援者支援班を設置し、民生委員、社会福祉協議会、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、避難行動要支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする（「避難行動要支援者名簿」を活用しながら対応を行う。その際、民生委員と社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある。）。

（ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得る。）

(8) 残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(9) 避難所等における安全確保等

市は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、県警察と協力し、市民等からの相談に対応するなど、市民等の不安の軽減に努める。

(10) 動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、次の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

- ・危険動物等の逸走対策
- ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(11) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、市民等に周知徹底を図るよう努める。

(12) 県に関する要請等

市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、県知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市と競合するなど広域的な調整

が必要な場合は、県知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

市長は、県知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

(13) 避難住民の復帰のための措置

市長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

4 避難住民の受入れ

(1) 避難住民の受入れ

市長は、本市が避難先地域となった場合には、避難住民を受け入れる。ただし、他市町村の避難住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除く。

(2) 避難施設の開設

市長は、他市町村の避難住民を収容するため、安全かつ適切な避難所を選定し、開設する。ただし、避難施設として適当な施設がないときには、天幕等を設置し、仮避難所を開設する。

なお、市長は、避難所の開設状況について速やかに県知事に情報提供を行う。

(3) 被災者に対する配慮

避難所の管理者は、その運営に当たり、保健衛生面はもとより、人権の保護等幅広い観点から、被災者の心身の健康維持及び人権に可能な限り配慮した対策を講ずるよう努める。

5 避難後の状況の変化等に応じた措置

(1) 避難者が増え続ける場合

市は、県と連携のうえ、避難所の管理者を通じて、避難者の動向を常に把握する。地区外からの避難者の流入等により避難所の収容人員を超えて避難者が参集しつづくと判断した場合は、他の余裕ある避難所又は新たに開設した避難所で受け入れるものとし、避難所の管理者を通じて避難者に伝達するとともに、必要に応じて移動のための車両等を手配する。

(2) 避難先に危険が迫った場合

武力攻撃災害が拡大し、避難所にも危険が及ぶと判断したときは、県が国と協議のうえ、直ちに避難者を他の安全な避難所へ再避難させるため、関係機関に避難者移動用の車両、舟艇、ヘリコプター等の提供を依頼することとされている。

この場合、市は、県と協力して避難誘導に当たる。

6 避難の長期化への対処

(1) 市のとるべき措置

市民等の避難が長期化した場合は、市は、県と協力のうえ、避難所運営にあたって以下の点に留意するものとし、要配慮者の処遇や男女のニーズの違いについて、十分に配慮する。

- 避難者の栄養、健康等の対策
- 避難所の衛生、給食、給水等対策
- 被災者のプライバシー保護、メンタル相談等の対策
- 避難所運営に伴う各機関への協力要請

(2) 避難所における市民等の協力

市は、平時から避難所における生活上の心得について、市民等に周知を図るものとする。

第7章 避難住民等の運送

市は、武力攻撃事態等において、自ら避難住民の運送や緊急物資の運送を行うほか、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関等に対し、これらの運送を求め、的確かつ迅速な運送を図るため、以下のとおり定める。

1 輸送力の確保

市長は、動員できる車両等を把握しておくとともに、避難時の配車や要員の配置についてあらかじめ定めておく。

市長は、避難時に所要車両等が不足する場合は、輸送人員、輸送区間等を示して県知事に応援を要請する。

2 指定公共機関等に対する運送の求め

(1) 避難住民の運送

市長は、避難住民の誘導のため必要がある場合は、輸送人員、輸送区間等を示して、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に避難住民の運送を求める。

(2) 県知事への通知等

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じない場合には、指定公共機関にあつては県を通じて国の事態対策本部長に、指定地方公共機関にあつては県対策本部長に対し通知する。

第8章 要配慮者の避難等への配慮

武力攻撃災害の発生に際し、要配慮者に関しては、武力攻撃災害の認識や災害情報の受
理、自力避難等が困難な状況にあるため、迅速かつ的確な安全避難を実施するための措置
について、以下のとおり定める。

1 要配慮者への配慮

(1) 避難

市は、武力攻撃災害の発生等により住民避難が必要となった場合、要配慮者の避難
に当たっては、日頃から交流のある近隣住民や自主防災組織等の協力を得るとともに、
要配慮者が属する町内会等を単位とした集団避難を行うよう努める。

(2) 武力攻撃災害発生後の安否確認

市は、県と連携のうえ、要配慮者の避難所への収容状況及び自宅滞在状況等を確認
し、その安否確認に努める。

市は、安否確認に当たっては、必要に応じ町内会長、民生委員、近隣住民、自主防
災組織、国際交流協会等の協力を得て行う。

(3) 被災状況等の把握及び日常生活支援

市は、県と連携のうえ、避難所及び要配慮者の自宅等に保健師等を派遣し、被災
状況、生活環境等を把握するとともに、必要な日常生活用具（品）の供与等の措置
を講じるとともに、災害情報、生活情報等の継続的な提供に努める。

2 要配慮者利用施設における対策

市は、県と連携し、施設の継続使用が不能となったときに、要配慮者利用施設に火災
や地震等への対応に準じた措置を講ずるよう要請する。

3 園児、児童及び生徒への配慮

市は、園児、児童及び生徒の在校（園）時において、学校等の管理者が速やかに園児、
児童及び生徒を掌握し、市の誘導に従い安全に避難させることができるよう要請を行う。

また、在校（園）時以外に武力攻撃災害が発生した場合には、学校等の管理者に対し
て、在籍する園児、児童及び生徒の安否の確認について協力を依頼する。

第9章 救援の実施

市は、避難先地域や被災地において、避難住民や被災者の生命、身体及び財産を保護するために、県との役割分担に応じて救援に関する措置を実施する必要があることから、救援の実施に当たり必要な事項等について、以下のとおり定める。

1 救援の実施

(1) 救援の実施

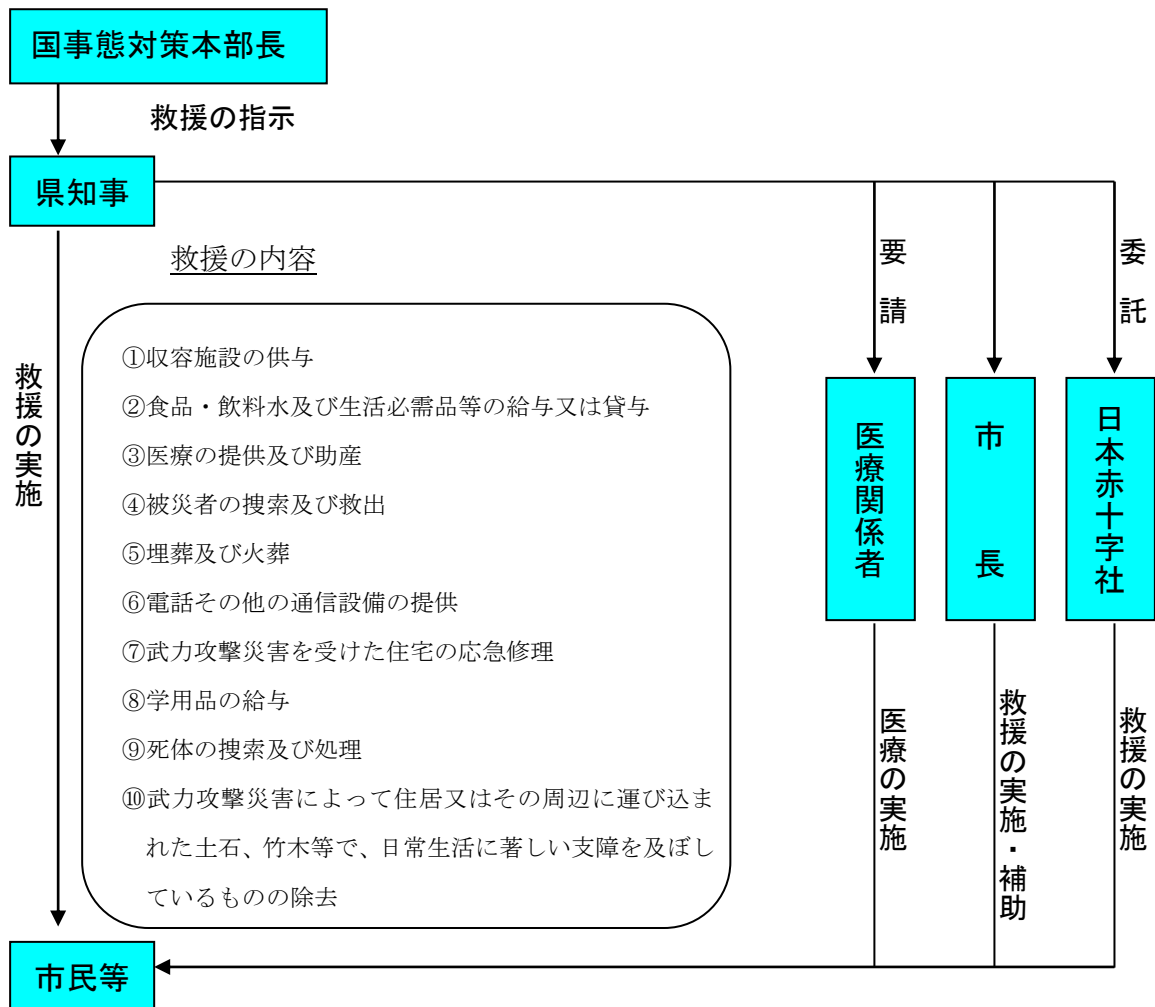
市長は、県知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。

- ① 収容施設の供与
- ② 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- ③ 医療の提供及び助産
- ④ 被災者の捜索及び救出
- ⑤ 埋葬及び火葬
- ⑥ 電話その他の通信設備の提供
- ⑦ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ⑧ 学用品の給与
- ⑨ 死体の捜索及び処理
- ⑩ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 救援の補助

市長は、上記で実施することとされた措置を除き、県知事が実施する措置の補助を行う。

【救援フロー図】



2 関係機関との連携

(1) 県への要請等

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、県知事に対して国及び他の都道府県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

(2) 他の市町村との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、県知事に対し、県内の他の市町村との調整を行うよう要請する。

(3) 日本赤十字社との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、県知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

(4) 緊急物資の運送の求め

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

3 救援の内容

(1) 救援の基準等

市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、県知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

(2) 救援における県との連携

市長は、県知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

また、県と連携して、NBC攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

4 医療救護活動

市は、武力攻撃災害が発生した場合、県及び医療機関、医療関係団体と緊密な情報共有と協力体制の下に、武力攻撃災害の状況に応じた適切な医療(助産を含む。)救護を行う。実施にあたっては、医療関係者の安全の確保について十分配慮し、危険が及ばないよう必要な措置を講ずるとともに、必要に応じ、県を通じて国及び指定公共機関に支援を要請する。

また、市は、県と連携し、武力攻撃災害の発生に伴い精神的に不安定に陥る人に対して、精神医学等の専門家の協力を得てトラウマ等による心のケアの問題に対応するよう努める。

(1) 救護所の設置

市は、被災状況に応じて救護所予定施設に救護所を設置する。

(2) 救護所の医療救護活動

市は、設置した救護所において以下の医療救護活動を行い、支障が生じた場合は県に支援要請を行う。

- 初期救急医療
- 災害拠点病院等への移送手配

- 医療救護活動の記録
- 死亡の確認
- 県への救護所の患者収容状況等の活動状況報告

(3) 患者等の搬送

市は、搬送計画に基づく患者、医療従事者及び医療資器材等の搬送体制を確保し、支障が生じた場合には県に支援要請を行う。

(4) 医療資器材等の供給

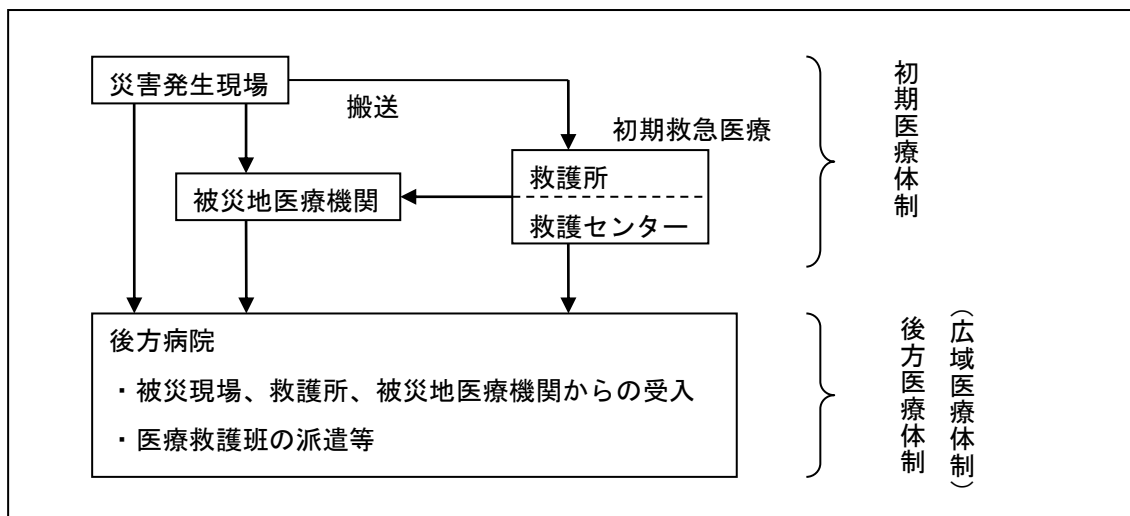
市は、医療救護活動に必要な医療資器材等の調達を行い、支障が生じた場合には県に支援要請を行う。

(5) 医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項

県は、核攻撃等又は武力攻撃原子力災害、生物剤による攻撃、化学剤による攻撃の場合には、それぞれ下記に掲げる点に留意して医療活動等を実施することとされており、市は、可能な範囲でこれに協力する。

- ① 核攻撃又は武力攻撃原子力災害の場合の医療活動
 - ・ 医療関係者からなる救護班による原子力災害医療活動の実施
 - ・ 内閣総理大臣により原子力災害医療派遣チームが派遣された場合、その指導のもと、トリアージや汚染・被ばくの程度に応じた医療の実施
- ② 生物剤による攻撃の場合の医療活動
 - ・ 病状等が既知の疾病と明らかに異なる感染症又は重篤な感染症の患者の感染症指定医療機関等への移送及び入院措置（必要に応じた医療関係者等へワクチンの接種等の防護措置）
 - ・ 国からの協力要請に応じた救護班の編成や医療活動の実施
- ③ 化学剤による攻撃の場合の医療活動
 - ・ 国からの協力要請に応じた救護班の編成や医療活動の実施

【医療救護体制フロー図】



5 被災者の捜索及び救出

市は、県と連携し、武力攻撃災害のために生命及び身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者について、被災情報及び安否情報を踏まえ、県警察や消防機関等が行う捜索及び救出活動と連携を図るとともに、安全の確保に十分留意しつつ、捜索及び救出を実施する。

6 死体の処置、火葬及び埋葬

(1) 死体の検案及び処置

市は、県警察が、収容された死体について、各種の法令又は規則に基づいて死体の状況を調べる際に、県と協力して身元の確認、遺族等への遺体の引き渡しに努める。

(2) 遺体の埋葬及び火葬

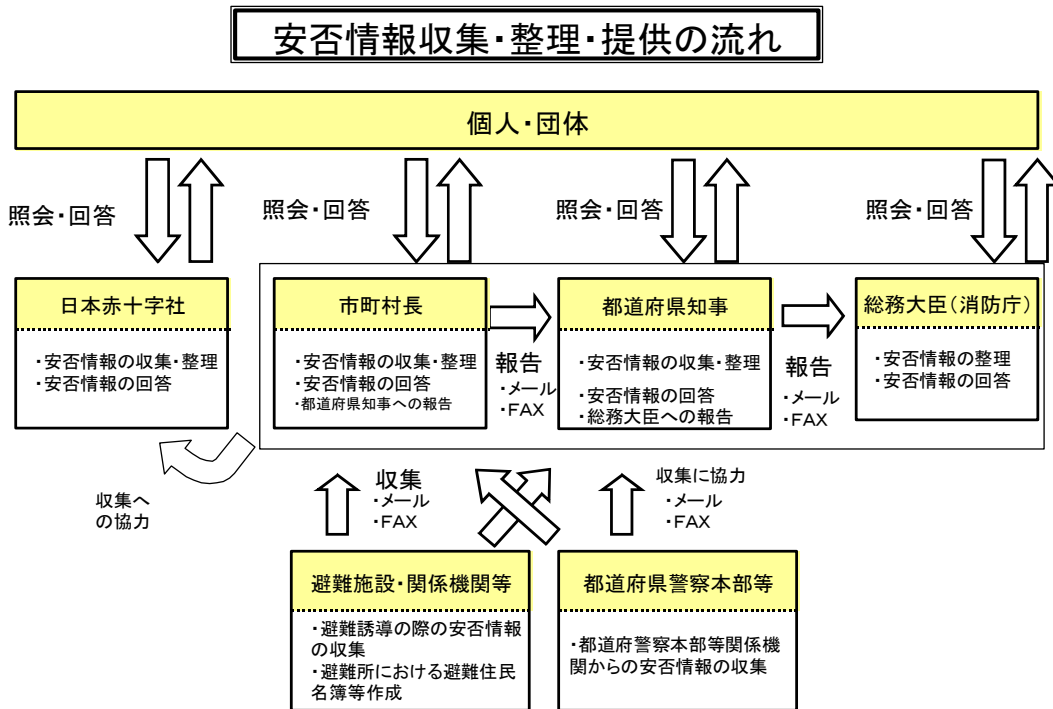
市は、遺体搬送車両・骨つぼ等が不足する場合には県に要請する。

また、死亡者が多数のため通常の手続を行っていたのでは、遺体の腐敗等により公衆衛生上の危害が発生する恐れがある場合には、火葬許可手続を簡略化する措置について、県を通じて厚生労働省に協議する。

第10章 安否情報の収集・提供

市は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。

※ 安否情報の収集、整理及び提供の流れを図示すれば、下記のとおりである。



- 収集項目**
- 1 避難住民（負傷した住民も同様）
 - ① 氏名
 - ② フリガナ
 - ③ 出生の年月日
 - ④ 男女の別
 - ⑤ 住所（郵便番号を含む）
 - ⑥ 国籍
 - ⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）
 - ⑧ 負傷（疾病）の該当
 - ⑨ 負傷又は疾病の状況
 - ⑩ 現在の居所
 - ⑪ 連絡先その他必要情報
 - ⑫ 親族、同居者への回答の希望
 - ⑬ 知人への回答の希望
 - ⑭ 親族、同居者、知人以外の者への回答又は公表の同意
 - 2 死亡した住民（上記①～⑦、⑪、⑭に加えて）
 - ⑮ 死亡の日時、場所及び状況
 - ⑯ 遺体が安置されている場所

1 安否情報の収集

(1) 安否情報の収集

市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している市が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

安否情報の収集に当たっては、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については安否情報省令第1条に規定する様式第1号を、武力攻撃災害により死亡した住民については同様式第2号を用いて行う。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、在留カード等、市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

(2) 安否情報収集の協力要請

市は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(3) 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

2 県に対する報告

市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報省令第2条に規定する様式第3号の内容を安否情報システムを利用して報告する。安否情報システムが利用できない場合は、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

3 安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会の受付

- ① 市は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、市対策本部を設置すると同時に市民等に周知する。
- ② 市民等からの安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対応窓口にて、安否情報省令第3条に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。その際、本人確認を行うため、照会者に対し本人であることを証明する書類（運転免許証、健康保険の被保険証、在留カード、

住基カード、マイナンバーカード等)を提出又は提示させる。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

- ③ 窓口以外から照会があった場合には、照会者の住所、氏名、生年月日及び性別について、照会者の住居市町村が保有する住民基本台帳と照合すること等により、本人確認を行う。

(2) 安否情報の回答

- ① 市は、被照会者の安否情報を保有及び整理している場合には、原則として当該被照会者の同意に基づき、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該被照会者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。
- ② 市は、被照会者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。
- ③ 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

(3) 個人の情報の保護への配慮

- ① 安否情報は個人の情報であることに鑑み、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。
- ② 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

4 日本赤十字社に対する協力

市は、日本赤十字社新潟県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、3(2)(3)と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

第11章 武力攻撃災害への対処

市は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常に対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、以下のとおり定める。

1 武力攻撃災害への対処等

(1) 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

① 武力攻撃災害への対処

市長は、国や県等の関係機関と協力して、市の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

② 県知事への措置要請

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、県知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

③ 対処に当たる職員の安全の確保

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

(2) 武力攻撃災害の兆候の通報

① 市長への通報

消防吏員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を市長に通報する。

② 県知事への通知

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員、警察官又は海上保安官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を県知事に通知する。

2 ・生活関連等施設の安全確保

市は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、県その他の関係機関と連携した市の対処に関して、以下のとおり定める。

(1) 生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合においては、市内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

(2) 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。
また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

(3) 市が管理する施設の安全の確保

市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、市長は、必要に応じ、県警察、海上保安部、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

3 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

(1) 危険物質等に関する措置命令

市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と市対策本部で所要の調整を行う。

危険物質等について市長が命ずることができる対象及び措置は次のとおりである。

【対象】

- ① 消防本部等所在市の区域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は一の消防本部等所在市の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの（国民保護法施行令第29条）

【措置】

- ① 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（消防法第12条の3）
- ② 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（国民保護法第103条第3項第2号）
- ③ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（国民保護法第103条第3項第3号）

(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。

また、市長は、(1)の①から③の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

4 N B C攻撃による災害への対処

市は、N B C攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

(1) 応急措置の実施

市長は、N B C攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

市は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

(3) 関係機関との連携

市長は、N B C攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防機関、県警察、海上保安部、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し（又は職員を参画させ）、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

(4) 汚染原因に応じた対応

市は、N B C攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

① 核攻撃等の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の事態対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

② 生物剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。また、県福祉保健部等と連携して、消毒等の措置を行う。

③ 化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

(5) 市長の権限

市長は、県知事から汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

【国民保護法第108条関係】

	対象物件等	措置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

市長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

【国民保護法施行令第31条関係】

1.	当該措置を講ずる旨
2.	当該措置を講ずる理由
3.	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4.	当該措置を講ずる時期
5.	当該措置の内容

(6) 要員の安全の確保

市長は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

5 応急措置等

市は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

(1) 退避の指示

① 退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、市民等に対し退避の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて（又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し）、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

② 退避の指示に伴う措置等

市は、退避の指示を行ったときは、市防災行政無線、緊急告知FMラジオ、ホームページ、SNS、緊急速報メール、広報車等により速やかに市民等に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、県知事に通知を行う。

退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

市長は、県知事、警察官、海上保安官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

③ 安全の確保等

市長は、退避の指示を市民等に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、県警察及び海上保安部と

現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。

市の職員、消防職員及び消防団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて県警察、海上保安部、自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。

市長は、退避の指示を行う市の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

(2) 警戒区域の設定

① 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市民等からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、市民等の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

② 警戒区域の設定に伴う措置等

市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における県警察、海上保安部、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。

また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

市長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、市民等に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、海上保安部、消防機関等と連携して、車両及び市民等が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有に基づき、緊急時の連絡体制を確保する。

市長は、県知事、警察官、海上保安官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

③ 安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

(3) 応急公用負担等

① 市長の事前措置

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

② 応急公用負担

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

- ア 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用
- イ 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置(工作物等を除去したときは、保管)

(4) 消防に関する措置等

① 市が行う措置

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

② 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から市民等を保護するため、消防職員及び消防団員の活動上の安全確保に配意しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

この場合において、消防本部及び消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

③ 消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長は、市の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、県知事又は他の市町村長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

④ 緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、③による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、県知事を通じ又は、必要に応じ、直接に消防庁長官

に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

⑤ 消防の応援の受入れ体制の確立

市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行なわれるよう、県知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

⑥ 消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、県知事との連絡体制を確保するとともに、消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

⑦ 医療機関との連携

市長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

⑧ 安全の確保

ア 市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないように、国事態対策本部及び県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。その際、市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県警察、海上保安部、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整に当たらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。

イ 市長は、被災地以外の市長として県知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。

ウ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。

エ 市長、消防長又は水防管理者は、特に現場で活動する消防職員及び消防団員、水防団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

第12章 被災情報の収集及び報告

市は、被災情報を収集するとともに、県知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

1 被災情報の収集

市は、電話、市防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。

市は、情報収集に当たっては消防機関、県警察、海上保安部との連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。

2 被災情報の報告

市は、被災情報の収集に当たっては、県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防第267号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第1報を報告する。

市は、第一報を消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、FAX等により県が指定する時間に県に対し報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

第13章 保健衛生の確保

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 保健衛生の確保対策

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

市は、避難先地域において、県と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。

この場合において、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

(2) 防疫対策

市は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

(3) 食品衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒等を防止するため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

(4) 飲料水衛生確保対策

① 市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水の確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等についての市民等に対する情報提供を実施する。

② 市は、地域防災計画の定めに準じて、水道水の供給体制を整備する。

③ 市は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足し、又は不足すると予想される場合については、県及び（公社）日本水道協会新潟県支部に対して水道災害の緊急応援に係る要請を行う。

(5) 栄養指導対策

市は、避難先地域の市民等の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携し実施する。

2 廃棄物の処理対策

(1) 廃棄物処理の特例

- ① 市は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。
- ② 市は、①により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

(2) 廃棄物処理対策

- ① 市は、地域防災計画の定めに準じて、「災害廃棄物対策指針（改定版）」（平成30年3月環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。
- ② 市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足し、又は不足すると予想される場合については、県に対して他の市町村との応援等にかかる要請を行う。

第14章 文化財の保護

市は、武力攻撃災害等から文化財及び国宝を保護するための措置を的確に実施するため、以下のとおり定める。

1 文化財の保護

市教育委員会は、市指定文化財に関し、武力攻撃災害による文化財被害のおそれのある場合には、その所有者に対して被害防止のための措置を行うよう依頼する。また、当該依頼に応じて必要な措置を講じようとする市指定文化財の所有者から市教育委員会に対して支援の要請があった場合には、速やかにその要請に応じるよう努める。

また、市教育委員会は、文化庁長官及び県教育委員会が国民保護計画等に基づき行う重要文化財等の保護について、可能な範囲で協力する。

第15章 ボランティアの受入れ

市は、避難した住民の救援等に関するボランティア活動が円滑に行われるよう、関係機関の支援・協力により、市ボランティアセンターの設置・運営を支援するとともに、安全等を十分に確保したうえで、以下により対応を行う。

1 安全の確保

ボランティアの受入及び派遣、協力要請等に関しては、ボランティア活動従事者の安全の確保が担保されない場合、これを行うことができない。

2 市ボランティアセンターの設置

(1) 市ボランティアセンターの体制

市は、武力攻撃災害等が発生したときは、必要に応じて関係団体に協力を要請し、市ボランティアセンターを設置する。

市は、地域のボランティア団体や関係団体等との連携を図り、あらかじめ市ボランティアセンターの設置について、場所や担当者を指定しておく。

(2) 市ボランティアセンターの活動への支援

市は、市ボランティアセンターが被災者のボランティアニーズの把握、現地に参集したボランティア活動希望者の受入、登録、協力要請、資機材の調達などを行う場合に必要な支援を行うよう努める。

また、市ボランティアセンターは、必要に応じて県ボランティア本部に対し、ボランティアの派遣要請を行う。

第16章 特殊標章等の交付及び管理

市は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）の交付及び管理を行うこととなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

【特殊標章等の意義】

1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

(1) 特殊標章等

① 特殊標章

第一追加議定書第66条3に規定される特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）。

② 身分証明書

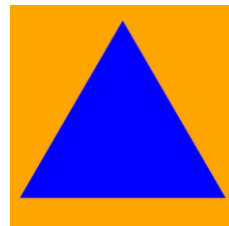
第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書（様式のひな型は下記のとおり）。

③ 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等。



【特殊標章】

（オレンジ色地に青の正三角形）



(国民保護措置に係る職務等を行う者用の身分証明書のひな型)

表面

	(この証明書を交付等 する許可権者の名を記 載するための余白)	
身分証明書 IDENTITY CARD		
国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel		
氏名/Name		
生年月日/Date of birth		
この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月 12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネ ーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議 定書(議定書I)によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as		
交付等の年月日/Date of issue	証明書番号/No. of card	
	許可権者の署名/Signature of issuing authority	
有効期間の満了日/Date of expiry		

裏面

身長/Height	眼の色/Eyes	頭髪の色/Hair
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type		
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

(日本工業規格A7(横74ミリメートル、縦105ミリメートル))

(2) 特殊標章等の交付及び管理

市長、消防長及び水防管理者は、国の定めるガイドライン等に基づき作成する特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

① 市長

- ・ 市の職員(消防長の所轄の消防職員並びに水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員を除く。)で国民保護措置に係る職務を行う者
- ・ 消防団長及び消防団員
- ・ 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

② 消防長

- ・ 消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行う者
- ・ 消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

③ 水防管理者

- ・ 水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員で国民保護措置に係る職務を行う者
- ・ 水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者

- ・ 水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力を
する者

(3) 特殊標章等に係る普及啓発

市は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章及び赤十字標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

第4編 大規模駅等重要施設における武力攻撃事態等への対処

第1章 基本方針

本市には、新幹線の運行する長岡駅や寺泊港など重要施設が所在し、近隣地域には柏崎刈羽原子力発電所がある。こうした特定重要施設を対象とした武力攻撃やテロ等の発生の可能性を無視することはできない。

このことから、国民生活に多大な影響を有する重要施設が武力攻撃の目標とされた場合、その対処に関し特に留意を要する事項を、以下のとおり定める。

1 重要施設における武力攻撃事態等に対する基本方針

武力攻撃事態等における国民保護措置については、本計画の第3編において定めるところであるが、市内に所在する重要施設のうち、武力攻撃の対象となった場合に市民生活に著しい影響を及ぼすおそれがあるもの、あるいは武力攻撃事態等における対処に特殊な対応が必要であるものなど、特に留意する必要がある施設については、個別の施設特性に応じた対処措置を講じることとし、対処における留意点を本編で定める。

2 重要施設の考え方

市内及び近隣地域に所在する重要施設が武力攻撃の対象とされた場合、対処に特別な留意が必要と思われる特性として、以下の観点が見込まれる。

- ・ 特殊災害の防除など特別な対処措置が必要な施設
- ・ 施設の機能停止により、市民生活に著しい支障を及ぼすおそれがある施設
- ・ 不特定多数の者が利用しており、人的被害が多大となるおそれがある施設
- ・ 事業者のみならず、幅広い関係機関が連携協力して対処に当たる必要がある施設

これらの観点に鑑み、本編では、大規模駅、港湾施設、その他市内の重要施設及び近隣地域にある原子力発電所の4分類について、武力攻撃事態等における対処上の留意点について定める。

第2章 長岡駅における武力攻撃事態等への対処

本市では、首都圏に通ずる上越新幹線が運行しているが、各国の事例では、鉄道や駅がテロの標的とされる事案が実際に発生している。

多数の者が利用する人流の重要拠点という施設の特色から、大規模駅において武力攻撃災害が発生した場合には人的被害が多となり、市民生活に大きな支障を及ぼすおそれがあるため、長岡駅への武力攻撃事態等への対処に関して留意点を定め、的確な国民保護措置の実施に対応する。

1 対象施設の考え方

不特定多数の者が利用することなどにより、武力攻撃災害が発生した場合には重大な影響が生じる施設であって、かつ、要請された措置を実施することが可能であるものに限る趣旨から、新幹線が運行する長岡駅のうち、鉄道を利用する旅客の乗降、待合いその他の用に供するもの（以下「駅施設」という。）に関する対処について本章で記述する。

2 安全確保の留意点

市は、県及び関係機関との連携強化に努め、事案発生時の連絡通報体制を確立するとともに、駅施設の管理者に対して、駅施設内及び列車内等における自主警戒体制の強化を要請する。

また、武力攻撃事態等に際しては、状況を勘案のうえ、速やかに駅施設の利用者及び駅周辺の住民の安全確保のための対処に努める。

3 武力攻撃事態等への備え

(1) 駅施設の管理者の体制整備

市は、駅施設の管理者に対し、駅係員による駅施設内の巡回警備体制等を整備するとともに、併せて、県、県警察、消防本部など関係機関との連携体制を整備するよう要請する。

(2) 警備の強化等

市は、駅施設の管理者に対し、駅係員・警備員等による巡回警備及び防犯カメラ等による監視体制の強化を図るとともに、長岡警察署長等と連携のうえ、駅施設内の警備強化に努めるよう要請する。

(3) 避難訓練の実施等

市は、駅施設の管理者に対し、あらかじめ駅施設の利用者等の避難経路を確認しておくとともに、適宜避難訓練や関係機関による対処措置の訓練等の実施に努めるよう要請する。

4 通報体制及び安全確保措置の要請

(1) 武力攻撃の発生に係る通報等

市は、駅施設の管理者に対し、駅係員及び施設利用者等から武力攻撃の発生、あるいは武力攻撃の兆候発見の連絡を受けた場合、直ちに県知事、消防長、長岡警察署長等に通報するよう要請する。

(2) 安全確保措置の要請

市長は、武力攻撃に伴う被害の発生又は拡大のおそれがある場合で、特に必要があると認めるときは、駅施設の管理者に対し、駅施設の安全の確保のために必要な措置を講ずるよう要請する。

5 施設利用者等の避難措置

(1) 駅施設の管理者による避難措置

市は、駅施設の管理者に対し、武力攻撃の兆候等を発見した場合又は通報を受けた場合、あるいは武力攻撃災害が発生した場合には、業務計画に基づき、消防本部等と連携のうえ、速やかに駅施設利用者の避難誘導を図るよう要請する。

この場合、不特定多数の者が利用するという施設の特性に鑑みて、適切な情報伝達及び避難誘導に努めるとともに、避難誘導の措置に携わる職員の安全確保に十分留意するよう要請する。

(2) 近隣住民等の避難措置

① 近隣住民の避難等の準備

市長は、駅施設において武力攻撃災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、駅施設周辺の住民の避難措置等について、速やかに国及び県知事と協議する。

② 退避の指示

市長は、駅施設において武力攻撃災害が発生し、または発生するおそれがある場合、駅施設周辺の住民を保護するために特に必要がある場合、必要と認める地域の住民に対して退避の指示を行う。

市長は、退避の指示を行った場合、速やかにその旨を県知事に通知する。

③ 警戒区域の設定

市長は、駅施設において武力攻撃災害が発生し、または発生するおそれがある場合、警戒区域を設定し、武力攻撃災害への対処措置を講ずる者以外の者の立入を制限し、若しくは禁止し、又は区域からの退去を命ずる。

市長は、警戒区域の設定を行った場合、速やかにその旨を県知事に通知する。

6 応急対策等

(1) 応急対策の内容

市は、駅施設の管理者に対し、駅施設の被害状況を速やかに把握し、二次災害のおそれがある箇所については、バリケードや警告板の設置等を行うよう要請する。

(2) 応急対策の実施

市は、駅施設の管理者に対し、武力攻撃災害の発生又は拡大を防止するため必要があると認める場合、安全の確保に十分配慮のうえ、応急対策を実施するよう要請する。

第3章 寺泊港における武力攻撃事態等への対処

本市には、地方港湾寺泊港がある。

物流及び人流の重要拠点という施設の特色から、港湾施設において武力攻撃災害が発生した場合には人的被害が多くなり、市民生活に多大な支障を及ぼすおそれがあるため、港湾施設における武力攻撃事態等への対処に関して留意点を定め、的確な国民保護措置の実施に対応する。

1 対象施設の考え方

陸路が遮断された場合の緊急物資の運送に重要な役割を有し、破壊された場合には重大な影響が生じる施設であり、地方港湾である寺泊港における水域施設（航路、泊地等）及び係留施設（岸壁、栈橋、物揚場等）に関する対処について本章で記述する。

2 安全確保の留意点

市は、関係機関との連携強化に努め、事案発生時の連絡通報体制を確立する。

また、係留施設及び係留施設と一体的に利用される荷さばきの用に供する施設、旅客の乗下船の用に供する施設について、県が行う安全確保に協力するものとする。

3 武力攻撃事態等への備え

(1) 警戒体制の整備

市は、港湾管理者である県が行う、県警察、消防機関、税関、海上保安部、国土交通省北陸地方整備局及び施設管理者等との密接な連携及び自主警戒体制に協力する。

また、各施設の内容を把握するとともに、蔵置された貨物等のうち危険物については、県と連携のうえ、各施設の管理責任者及び内容、蔵置場所の把握に努める。

(2) 避難訓練の実施等

市は、港湾管理者である県と連携し、あらかじめ施設利用者等の避難経路を確認しておくとともに、適宜避難訓練や関係機関による対処措置の訓練等の実施に協力する。

4 武力攻撃事態等の通報体制

港湾管理者である県は、施設の従業員又は港湾施設利用者等から武力攻撃の発生、あるいは武力攻撃の兆候の発見の連絡を受けた場合、直ちに国、関係市町村長、関係消防署長、関係警察署長、海上保安部長等に通報することとされている。

市長は、上記通知を受けた場合、速やかな初動体制を講じる。

5 施設利用者等の避難措置

(1) 港湾管理者による避難措置

港湾管理者である県は、武力攻撃の兆候等を発見した場合又は通報を受けた場合、

あるいは武力攻撃災害が発生した場合には、消防等と連携のうえ、速やかに自ら管理する港湾施設利用者の避難誘導を図ることとされている。

(2) 近隣住民等の避難措置

① 住民避難等の準備

市長は、港湾施設において武力攻撃災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、施設周辺の住民の避難措置等について、速やかに県知事と協議する。

② 避難の指示

県知事は、国の事態対策本部長から避難措置の指示があったときは、避難経路や避難手段等を市民等に伝達するよう、市長に通知することとされている。

③ 退避の指示

市長は、港湾施設において武力攻撃災害が発生し、または発生するおそれがある場合、施設周辺の住民を保護するために特に必要がある場合、必要と認める地域の住民に対して退避の指示を行う。

市長は、退避の指示を行った場合、速やかにその旨を県知事に通知する。

④ 警戒区域の設定

市長は、港湾施設において武力攻撃災害が発生し、または発生するおそれがある場合、警戒区域を設定し、武力攻撃災害への対処措置を講ずる者以外の者の立入を制限し、若しくは禁止し、又は区域からの退去を命ずる。

市長は、警戒区域の設定を行った場合、速やかにその旨を県知事に通知する。

第4章 その他市内の重要施設における武力攻撃事態等への対処

上記施設のほかに、市内にはレーダー施設、高速道路施設、ガス田などの重要施設があるため、これらの施設への武力攻撃事態への対処に関して留意点を定め、的確な国民保護措置の実施に対応する。

1 対象施設の考え方

武力攻撃災害が発生した場合に、二次災害が発生するおそれのある施設や国民生活に重大な影響を与える施設として、本市には航空路監視レーダー施設、高速道路施設、ガス田などがあり、これらの事業所や施設に関する対処について記述する。

2 安全確保の留意点

市は、県や関係機関との連携強化に努め、事案発生時の連絡体制を確立する。

また、各施設の管理者に対して、事業所の施設内や管理区域内等における自主警戒体制の強化を要請するとともに、武力攻撃事態等に際しては、状況を勘案の上、速やかに施設の利用者及び施設周辺の住民の安全確保のための対処に努める。

3 武力攻撃事態等への備え

(1) 各施設の管理者の体制整備

市は、各施設の管理者に対し、当該施設への不審者の侵入を防止する確認体制の強化及び係員・警備員等による施設内の巡回警備体制等を整備するとともに、併せて、県、県警察、消防本部など関係機関との連携体制を整備するよう要請する。

(2) 避難訓練の実施等

市は、各施設の管理者に対し、あらかじめ当該施設の利用者等の避難経路を確認しておくとともに、適宜避難訓練や関係機関による対処措置の訓練等の実施に努めるよう要請する。

4 応急対策等

市は、各施設の管理者に対し、武力攻撃災害の発生又は拡大を防止するため必要があると認める場合、安全の確保に十分配慮のうえ、応急対策を実施するよう要請する。

第5章 近隣地域の原子力発電所における武力攻撃事態等への対処

本市に隣接する柏崎市及び刈羽村には、東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所が立地している。

原子力発電所への武力攻撃（武力攻撃原子力災害）が発生した場合、建造物等の破壊、火災等の他、放射性物質又は放射線（以下「放射性物質等」という。）の発電所外への放出に伴う被害が発生するおそれがあることから、原子力発電所への武力攻撃に対する平常時の備えから事後対策まで一連の措置に関して、法の規定する事項等について本章において定め、的確な国民保護措置を講ずるものとする。

1 武力攻撃原子力災害に対する基本姿勢

市は、国、県、県内各市町村、原子力事業者、その他防災関係機関と相互に連携しながら、平素から、東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所（以下「原子力発電所」という。）を目標にした武力攻撃を想定し、防護に備えることとする。

市は、原子力発電所に対して武力攻撃が発生したときは、国、県、県内各市町村、原子力事業者、その他防災関係機関と緊密な連携のもと、正確な情報収集及び伝達に努めるとともに、対策本部等実施体制の迅速な確立を図る。

市は、国、県からの情報に基づき武力攻撃事態の推移を見極め、国、県、県内各市町村、原子力事業者、その他防災関係機関とともに、放射性物質等の放出による被害等を最小にするための応急対策及び事後対策を的確かつ迅速に実施し、住民の生命、身体及び財産の保護に最大限の努力を行う。

原子力事業者は、原子力発電所に対し武力攻撃が発生した場合、又はそのおそれがある場合には、国からの命令により原子炉の運転を停止し、又は事態の緊急性若しくは県からの要請等を考慮のうえ自らの判断により原子炉の運転を停止するなど、放射性物質等の放出を防止するため必要な措置を講ずるものとされている。

なお、武力攻撃原子力災害に係る上記措置の実施にあたっては、本計画に定めのない事項については、原則として市地域防災計画（原子力災害対策編）等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

2 武力攻撃原子力災害への備え

(1) 原子力事業者の体制整備

原子力事業者は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づき、原子力発電所の安全を確保するため、侵入者を防止する障壁の設置、施設の巡視及び監視等についてあらかじめ定めるなど、警戒体制に関し所要の措置を講ずるものとされている。

原子力事業者は、原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）による原子力事業者防災業務計画の検証に努めるとともに、武力攻撃原子力災害への対処のために必要な事項については国民保護業務計画等で定めることにより、武力攻撃原子力

災害に際し、原子力防災管理者（原災法第9条第1項の原子力防災管理者をいう。以下同じ。）が的確かつ迅速に所要の措置を講じられる体制を整備するものとされている。

(2) 原子力発電所の警備の強化

県警察は、新潟海上保安部等関係機関及び原子力事業者と連携を図りながら、原子力発電所の警備について十分な対策を講ずるものとされている。

(3) 環境放射線モニタリング体制の強化

県は、武力攻撃事態等において放射性物質等が放出され、又はそのおそれがある場合に、原子力発電所の周辺環境の放射性物質等に関するデータの迅速な収集及び提供を行うことができるよう、県地域防災計画（原子力災害対策編）の定め例により、環境放射線モニタリング体制の整備を図るものとされており、市は、これらの活動に協力する。

(4) 原子力災害医療体制の強化

県は、武力攻撃原子力災害が発生した場合の医療体制について、県地域防災計画（原子力災害対策編）の定め例により、緊急時医療本部を設置し、適切な原子力災害医療活動を行うことができる体制を整備するものとされている。

市は、県の行う原子力災害医療体制の強化、県内の医療機関における被ばく患者受入れ体制の充実等に協力するとともに、平素から連携を図る。

(5) 医療活動用資機材等の整備

市は、県と協議の上、武力攻撃原子力災害の発生に備え、医療活動用資機材のほか、安定ヨウ素剤等、放射性物質の防除に必要な物資の備蓄先及び配布体制の整備に努める。

3 通報等及び実施体制の確立

(1) 武力攻撃の兆候の通報等

① 原子力事業者が行う通報

原子力事業者は、原子力発電所において、武力攻撃及び武力攻撃災害の兆候を発見した場合は、直ちに原子力事業者防災業務計画の定めるところにより、国、県、市町村その他必要な機関に通報するものとされている。

② 知事が行う通知

知事は、上記①の通報を受けた場合は、直ちに国（原子力規制委員会・消防庁）、原子力防災専門官等、上記の通報先以外の市町村長、県警本部長、第九管区海上保安本部長に通知又は確認するものとされている。

③ 市長が行う通知

市長は、上記の通報を受けた場合は、市地域防災計画（原子力災害対策編）の定め例により、直ちに関係する防災関係機関へ通知又は確認する。

(2) 放射性物質等の放出等の通報等

① 原子力防災管理者が行う通報

原子力防災管理者は、次に掲げる場合は、直ちにそれぞれに掲げる機関に通報するものとされている。

ア 武力攻撃によって原子力発電所から放射性物質等が外部に放出され、又は放出されるおそれがあると認める場合

- ・ 内閣総理大臣
- ・ 原子力規制委員会
- ・ 新潟県知事
- ・ 柏崎市長
- ・ 刈羽村長
- ・ その他の県内市町村長
- ・ 新潟県警察本部長
- ・ 柏崎市消防本部消防長
- ・ 柏崎警察署長
- ・ 新潟海上保安部長
- ・ その他市地域防災計画（原子力災害対策編）で定める関係機関等

イ 武力攻撃によって、県の区域内で事業所外運搬に使用する容器から放射性物質等が外部に放出され、又は放出されるおそれがあると認める場合

- ・ 内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣
- ・ 新潟県知事
- ・ 当該事実が発生した場所を管轄する市町村長、警察本部長、消防本部消防長、海上保安部長

② 知事が行う通知等

ア 知事は、上記①の通報を受けたときは、直ちに上記①の通報先市町村以外の市町村及び関係指定地方公共機関並びに県内各消防本部にその旨を通知するものとされている。

イ 知事は、上記①の通報を受けたときは、状況を勘案のうえ、必要に応じて自衛隊に対してその旨を通知するものとされている。

ウ 上記①の通報によらず、知事が放射性物質等の放出を認める場合には、直ちに内閣総理大臣及び原子力規制委員会（事業所外運搬に係る事実の場合は内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣）にその旨を通報するものとされている。

エ 知事は、内閣総理大臣及び原子力規制委員会（事業所外運搬に係る事実の場合は内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣）から放射性物質等

の放出について通知を受けたときは、直ちに関係指定地方公共機関に対しその旨を通知するものとされている。

③ 市長が行う通知等

ア 市長は、上記アの通報を受けたときは、市地域防災計画（原子力災害対策編）の定め例により、直ちに関係する防災関係機関へ通知又は確認する。

イ 上記アの通報によらず、市長は、放射性物質等が放出され、又は放出されるおそれがあると認める場合には、直ちに原子力事業者にその内容を確認するとともに、内閣総理大臣及び原子力規制委員会（事業所外運搬に係る事実の場合は内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣）並びに県にその旨を通報する。

(3) 緊急事態連絡室の設置

市長は、武力攻撃事態等の認定前において、原子力事業者から上記の通報を受けた場合又は自ら武力攻撃の兆候を発見し、若しくは武力攻撃による放射性物質の放出若しくはそのおそれがあることを確認し、必要と認めた場合は、第3編第1章1に基づき、緊急事態連絡室を速やかに設置する。緊急事態連絡室においては、事態の進展に備え要員の派遣、各種対策の準備を行う。

(4) 緊急通報の発令

知事は、原子力事業者から武力攻撃災害の兆候を発見した旨の通報を受けた場合又は自ら武力攻撃災害の兆候を発見し、若しくは武力攻撃災害による放射性物質の放出を確認した場合において、住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、緊急通報を発令するものとされている。

また、知事は、緊急通報を発令した場合には速やかに国事態対策本部長にその内容を報告するものとされている。

(5) 市対策本部の設置

市長は、緊急事態連絡室を設置した後に政府において事態認定が行われ、市対策本部を設置すべき市の指定があった場合は、直ちに市対策本部を設置する。

市対策本部を設置したときは、緊急事態連絡室は廃止する。また、市対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく措置が講じられている場合には、必要な調整を行う。

(6) 現地対策本部の設置

市長は、国民保護対策本部を設置すべき市の指定を受けたときは、安全の確保に留意しつつ、原則として、国が現地事態対策本部を設置する緊急事態応急対策等拠点施設（新潟県柏崎刈羽原子力防災センター）に市現地対策本部を設置し、国、県及び原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を含む市町村の現地対策本部とともに武力攻撃原子力災害合同対策協議会を組織する。

ただし、武力攻撃原子力災害による被害の状況又は武力攻撃の排除等との調整の必要性に応じ、現地対策本部を県庁等の代替施設に設置するものとする。

(7) 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め

市長は、武力攻撃原子力災害の発生等に際し、国民の保護のための措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、防衛大臣に自衛隊の部隊等の派遣を要請するよう求める。

(8) 国の命令による原子炉の運転停止

原子力事業者は、国において武力攻撃の情報を総合的に判断し、原子炉の運転停止の命令が行われた場合は、直ちに原子炉の運転を停止するものとされている。

(9) 原子力事業者の判断による原子炉の運転停止

原子力事業者は、緊急を要する場合には、国の運転停止命令を待たずに、運転マニュアル等に基づき、自らの判断により原子炉の運転を停止するものとされている。

(10) 武力攻撃原子力災害の公示の通知

① 国事態対策本部の公示

国の事態対策本部長は、武力攻撃に伴い原子力発電所から放射性物質等が放出され、又は放出されるおそれがある場合で、住民の生命、身体又は財産に危険が生ずるおそれがあるとき、直ちに次に掲げる事項の公示を行い、総務大臣は、知事にその内容を通知するものとされている。

- ・ 応急対策を実施すべき区域
- ・ 武力攻撃原子力災害に係る事態の概要
- ・ 応急対策実施区域内の住民、公私の団体に周知させるべき事項

② 知事が行う通知

知事は、総務大臣から公示の通知を受けたときは、防災行政無線、一斉ファクス等により、次に掲げる関係者に公示の内容を通知するものとされている。

- ・ 柏崎市長
- ・ 刈羽村長
- ・ その他の県内市町村長
- ・ 柏崎市消防本部消防長
- ・ その他の県内消防本部消防長
- ・ 指定地方公共機関
- ・ 県の地域機関
- ・ その他必要な関係機関

③ 市長が行う通知

市長は、知事から公示の通知を受けたときは、警報の通知の内容に準じて、関

係機関に当該公示の内容を通知する。

4 応急対策等

(1) 放射性物質等の放出等に係る事業者の応急措置等

① 原子力防災管理者の応急措置

原子力防災管理者は、武力攻撃に伴い本章3(2)に規定する放射性物質等の放出等が発生した場合には、国民保護法で準用する原災法（以下「準用原災法」という。）の規定により、直ちに原子力防災組織に武力攻撃原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な応急措置を行わせるものとされている。

② 応急措置等の報告等

原子力事業者は、準用原災法の規定により、内閣総理大臣、原子力規制委員会、知事、市町村長（事業所外運搬に係る事象の場合は内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、知事、当該事実が発生した場所を管轄する市町村長）に対し、①の規定による措置の概要及び放射性物質等の放出状況又は放出の見通し等を報告するものとされている。

(2) 応急対策

① 応急対策の内容

市長は、国の事態対策本部長が武力攻撃原子力災害の公示を行った場合は、関係機関とともに、次に掲げる応急対策を実施する。

- ・ 公示の内容その他武力攻撃原子力災害に関する情報の伝達及び住民の避難に関する事項
- ・ 放射線量の測定その他武力攻撃原子力災害に関する情報の収集に関する事項
- ・ 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- ・ 施設及び設備の整備及び点検並びに応急の復旧に関する事項
- ・ 犯罪の予防、交通の規制その他当該武力攻撃原子力災害を受けた地域における社会秩序の維持に関する事項
- ・ 緊急輸送の確保に関する事項
- ・ 食料、医薬品その他の物資の確保、居住者等の被ばく放射線量の測定、放射性物質による汚染の除去その他の応急措置の実施に関する事項
- ・ その他武力攻撃原子力災害の発生又は拡大の防止を図るための措置に関する事項

② 応急対策の実施

ア 市長は、武力攻撃原子力災害の発生又は拡大を防止するため、知事から所要の応急対策の実施の指示を受けた場合は、消防本部及び関係機関に連絡するとともに、連携して応急対策を行う。

イ 市長は、応急措置、応急対策及び情報の収集を行う者の安全の確保に十分

配慮するものとする。

ウ 原子力事業者は、準用原災法の規定により、知事、市町村長その他の執行機関が実施する応急対策が迅速かつ的確に行われるようにするため、原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置を講ずるものとされている。

(3) 情報の伝達

知事、市長及び県警察本部長は、それぞれが実施する応急対策等について、それぞれ次の①から④により伝達するものとされている。

① 知事が行う通知

知事は、応急対策の実施を決定したときは、防災行政無線、一斉ファクス等により、次に掲げる関係者に公示の内容を通知するものとされている。

- ・ 柏崎市長
- ・ 刈羽村長
- ・ その他の県内市町村長
- ・ 柏崎市消防本部消防長
- ・ その他の県内消防本部消防長
- ・ 指定地方公共機関
- ・ 県の地域機関
- ・ その他必要な関係機関

② 市長が行う通知

市長は、国事態対策本部の公示により、市が応急対策を実施すべき地域として指定された地域を管轄する場合において、知事から上記の通知を受けたときは、速やかに次に掲げる者に対し、防災行政無線等あらかじめ定める方法によりその内容を通知する。

- ・ 市民等
- ・ 町内会等
- ・ その他必要な関係機関

③ 県警察が行う伝達

県警察は、市町村と協力し、住民に対する迅速かつ的確な応急対策の内容の伝達に努めるものとされている。

④ 指定公共機関等が行う伝達

知事は、指定公共機関等に対し、迅速かつ的確な応急対策の内容の伝達に努めるよう要請するものとされている。

(4) 住民の避難等

① 住民避難等の準備

市長は、武力攻撃原子力災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、

モニタリング結果、プラントの状況、気象情報等、必要な情報を遅滞なく把握・分析し、国、県及び県内各市町村と協議し、住民避難等の準備に着手する。

② 避難の指示

ア 武力攻撃原子力災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の原子力事業所周辺地域における住民の避難について、国の基本指針において国の事態対策本部長は次のような措置を講ずるものとされている。

- ・ 緊急時防護措置を準備する区域（避難準備区域（UPZ））に相当する地域については、まずは屋内避難を指示するとともに、その後の事態の推移等に応じ必要があると認めるときは、武力攻撃の状況に留意しつつ、他の地域への避難等を指示するものとする。
- ・ 避難準備区域（UPZ）に相当する地域外については、事態の推移等に応じ必要があると認めるときは、避難準備区域（UPZ）に相当する地域と同様の措置を指示するものとする。
- ・ 屋内避難については、コンクリート建屋への屋内避難が有効であることに留意するものとする。

イ 知事は、国の事態対策本部長から避難措置の指示があったときは、避難住民の状況、要避難地域の地理的特性、輸送手段の確保状況等を踏まえ、避難経路、輸送手段、交通規制の方法等について迅速に調整を行い、関係市町村長を経由して直ちに避難を指示するものとされている。

ウ 知事は、避難を指示する場合は、要避難地域、避難先地域の他、避難経路や交通手段を示すものとされている。

エ 市長は、知事が市民等に対し避難の指示を行った場合には、当該指示等の内容を踏まえ、避難実施要領を策定し、市民等の避難誘導を行う。

③ 退避の指示

ア 市長は、原子力発電所に対する武力攻撃の事実を発見した場合等において、事態の状況により、知事の避難の指示を待ついとまがないときは、必要と認める地域の住民に対し、避難指示を待たずに退避の指示を行うとともに、その旨を知事に通知する。

イ 知事は、緊急の必要があると認めるときは、自ら前項に定める退避の指示を行うとともに、その旨を市町村長に通知するものとされている。

(5) 警戒区域の設定

① 市長は、武力攻撃原子力災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、武力攻撃原子力災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該警戒区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該警戒区域からの退去を命ずることができる。

② 知事は、武力攻撃原子力災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、緊急の必要があると認めるときは、自ら前項に規定する措置を講ずる

ことができるものとされている。この場合は直ちに、その旨を市町村長に通知するものとされている。

(6) 環境放射線モニタリングへの協力

県は、武力攻撃原子力災害が発生した場合には、県民等の生命及び身体を保護するため、環境放射線モニタリングの強化等を行い、住民の避難又は退避、飲料水、飲食物等の摂取制限等の防護対策に必要な情報を提供するものとされており、市によるモニタリングの実施については、状況に応じ、市地域防災計画（原子力災害対策編）等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

(7) 原子力災害医療活動への協力

県は、武力攻撃原子力災害が発生し又は発生するおそれがある場合には、県地域防災計画（原子力災害対策編）の定め例により速やかに緊急時医療本部の設置準備を行い、県対策本部が設置された場合には速やかに緊急時医療本部を設置するとともに、必要に応じてスクリーニング班、救護班、被ばく医療班等を編成し、原子力災害医療活動を行うものとされており、市は、県が行うこれらの活動に必要なに応じて協力する。

(8) 安定ヨウ素剤の配布及び服用

県は、安定ヨウ素剤の配布及び服用について、県地域防災計画（原子力災害対策編）の定め例により実施するものとされている。

市は、安定ヨウ素剤の予防服用の実施等については、市地域防災計画（原子力災害対策編）等に定められた措置に準じた措置を講ずる。

(9) 避難退域時検査及び簡易除染の実施への協力

市は、避難の際の住民等に対する避難退域時検査及び簡易除染の実施については、市地域防災計画（原子力災害対策編）等に定められた措置に準じた措置を講じ、県の活動に協力する。

(10) 飲料水、飲食物の摂取制限等

市は、市地域防災計画（原子力災害対策編）の定め例により、国及び県の指導、助言及び指示並びに放射性物質による汚染状況調査に基づき、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止、汚染飲食物の摂取制限等及びこれらの解除に関して必要な措置をとるとともに、汚染農林水産物等の採取の禁止、出荷規制等及びこれらの解除に関して必要な措置を行う。

また、市は、代替飲料水・飲食物の供給等に関して、県と協力のうえで応急措置を講ずる。

(11) 事後対策の実施

① 事後対策の内容

市長は、公示を取り消す旨の公示がされた場合は、知事、他の市町村長、その他の執行機関、関係する指定公共機関及び指定地方公共機関、原子力事業者とともに、次に掲げる事後対策を実施する。

- ・ 応急対策実施区域その他所要の区域における放射性物質の濃度若しくは密度又は放射線量に関する調査
- ・ 居住者等に対する健康診断及び心身の健康に関する相談の実施その他医療に関する措置
- ・ 放射性物質による汚染の有無又はその状況が明らかになっていないことに起因する商品の販売等の不振を防止するための、応急対策実施区域等における放射性物質の発散の状況に関する広報
- ・ その他、武力攻撃原子力災害の発生若しくは拡大の防止又は武力攻撃原子力災害の復旧を図るための措置に関する事項

② 事後対策を行ううえでの措置

ア 市長は、応急措置及び事後対策を講ずる者の安全の確保に十分配慮する。

イ 原子力事業者は、準用原災法の規定により、知事、市町村長その他の執行機関が実施する事後対策が迅速かつ的確に行われるようにするため、原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置を講ずるものとされている。

第5編 復旧等

第1章 応急の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 市が管理する施設及び設備の緊急点検等

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全を確保した上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

市は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。

また、復旧措置を講じてもなお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 県に対する支援要請

市は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

2 ライフライン施設の応急の復旧

(1) ライフライン施設の応急の復旧

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

(2) 輸送の確保に必要な復旧

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路等その所有する施設について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

(1) 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、市は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって県と連携して実施する。

(2) 市が管理する施設及び設備の復旧

市は、武力攻撃災害により市の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。

また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、県と連携して、当面の復旧の方向を定める。

第3章 国民生活の安定に関する措置

市は、武力攻撃事態等においては、県と連携しつつ必要な措置を講じ、被害を受けた住民の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、国民生活の安定に関する措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 被災者のための相談、支援等

(1) 相談所の開設

市は、避難所や庁舎などに被災者のための相談所を速やかに開設する。

(2) 相談所の運営

市は、被災者からの幅広い相談に応ずるため、必要に応じて関係機関と連携し、相談業務を実施する。

(3) 被災児童生徒等に対する支援

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、関係機関と連携し、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等のための措置を講ずる。

(4) 公的徴収金の減免等

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付または納入に関する期間の延期並びに市税(延滞金を含む)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

2 生活関連物資等の需給監視

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

3 住宅対策

市は、国県の協力を得て、武力攻撃による火災で滅失した住宅に住んでいた低所得者に対する住宅対策として、必要に応じて災害公営住宅を整備する。

4 生活基盤等の確保

(1) 水の安定的な供給

水道事業者としての市は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(2) 公共的施設の適切な管理

道路等の管理者としての市は、当該公共的施設を適切に管理する。

第4章 国民保護措置に要した費用の支弁等

市が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求方法

市は、国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(2) 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償、実費弁償及び損害補償

(1) 損失補償

市は、下記に示す国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、損失を生じさせた場合、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

- ・ 特定物資の収用及び保管命令
- ・ 土地、家屋又は物資の収用
- ・ 土地、建物その他の工作物の一時使用及び土石、竹木その他の物件の使用又は収用

(2) 実費弁償

市は、国民保護法に基づいて行った医療の実施の要請又は指示に従って医療を行う医療関係者に対しては、国民保護法施行令で定める基準に従い、その実費を弁償する。

(3) 損害補償

市は、下記に示す国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したとき、又は医療の実施の要請若しくは指示に従って医療を行う医療関係者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

- ・ 市民等の避難誘導への協力
- ・ 救援への協力
- ・ 消火、負傷者の搬送、被災者の救助等への協力

- ・ 保健衛生の確保への協力

3 総合調整及び指示に係る損失の補填

市は、県の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。

ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

第6編 緊急対処事態への対処

1 緊急対処事態

市国民保護計画が対象として想定する緊急対処事態については、第1編第5章2に掲げるとおりである。

市は、緊急対処事態が、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急対処事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達

緊急対処事態においては、国の事態対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、市は、緊急対処事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

緊急対処事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じて、これを行う。

長岡市国民保護計画

平成19年3月28日作成

令和6年2月9日変更

編集・発行 長岡市危機管理防災本部

〒940-8501 新潟県長岡市大手通1丁目4番地10

TEL 0258-39-2262

FAX 0258-39-2283

E-mail bousai@city.nagaoka.lg.jp